

総務・警察常任委員会 議事次第

令和8年7月2日（木）  
午後1時30分～  
於：第6委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（質疑終結まで）

4 閉 会

# 令和8年6月府議会定例会 総務・警察常任委員会 報告事項

(知事直轄組織(職員長))

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について

(警察本部)

- 全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について
- 「闇バイト」をめぐる少年非行情勢について
- 自転車に対する交通反則通告制度導入後の指導取締状況等について

# 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）  
 危機管理部  
 総務部  
 総合政策環境部  
 文化生活部  
 健康福祉部  
 商工労働観光部  
 農林水産部  
 建設交通部  
 教育庁（指導部）  
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

## ■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p><b>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</b></p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m<sup>2</sup>の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m<sup>2</sup>の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p><b>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</b></p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備  京都府は、モバイル端末の配付やOffice365の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といったICT環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課）  令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p><b>【府税事務所等のあり方について】</b></p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上  京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課）  京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

## 令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>1 京都府京都土木事務所のあり方と拠点の検討 当該施設は、昭和56年建設であり、令和6年現在で築43年が経過している。当地に移転される以前は、左京区吉田河原町19にあった。当地に移った経緯として、特に河川管理の観点から、京都府所管でプレゼンスの高い賀茂川（鴨川）周辺が望ましいとの判断があり、府有地であり、賀茂川（鴨川）に近い場所として選ばれた。今後、耐震診断を行う予定とのことであり、その診断結果を受けてではあるが、河川災害が生じた場合は、行政上の拠点となる場所でもあるため、その機能を十分に果たすことができる強度は必要である。よって、中長期的に当該土木事務所を今後どの程度の期間利用するのか、そのためにはどのような長寿命化策が必要か、現状の規模でよいかなど、包括的な検討が必要な時期に来ているが、具体的な検討がなされていない。</p> <p>なお、当地は北山エリアにあり、京都府による「北山エリア整備基本計画」（令和2年12月）などにあるように、北山エリアは、「賀茂川などの豊かな自然環境の中、府民利用施設等が集積する貴重な府民の憩いの空間であり、ここで国内外からの人が集い、交流することにより、京都から新しい文化・芸術を創造・発信する拠点となる大きな可能性を秘めている」場として、ふさわしいあり方が求められる。現時点で当該建物については、法定耐用年数経過前でもあり、ただちに移転すべきという訳ではないが、北山エリアという地域的特性の観点からも、単独公所として、京都土木事務所が当地にあり続けるべきか検討すべきである。</p> <p>仮に、京都府における当事務所の業務について、今後、組織再編を検討する場合には、例えば河川管理、水防機能を鴨川周辺に残しつつ、その他の業務を別の場所に移転するのであれば、他の機関との共用も含めて検討されたい。</p> <p>(報告書 113～114 ページ)</p>	<p>(京都土木事務所)</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>引き続き、府有資産活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>

<p>2 移転・機能の府市連携もしくは民間への移譲の検討（京都府産業支援センター）</p> <p>京都府産業支援センターは京都市リサーチパーク内にあり、公設試験研究機関である京都府中小企業技術センターが技術支援、人材育成、研究開発及び情報発信というサービスを、公益財団法人京都産業 21 が経営支援のサービスを、それぞれ府内中小企業に対して、利便性高く提供している。京都市リサーチパークは京都市中心部にあり交通の便が良いことから、利用者や職員にも利便性が高い一方で、京都府産業支援センターの建物は平成元年 8 月の建築で築 36 年となっており老朽化が目立ち、今後多額の修繕費が見込まれる。また、敷地は京都市リサーチパーク株式会社から賃借しており土地賃借料及び建物管理料は 2,953 百万円の支払累積となっており、現在も 79,348 千円/年と多額な費用を負担する必要がある。</p> <p>京都府産業支援センターのサービス利用者は広く府内中小企業に及んでおり、建物も当機能を発揮するために特殊な構造となっているものではない。</p> <p>また、京都府産業支援センターが提供する技術支援、人材育成、研究開発、情報発信及び経営支援という機能に関して、現在は 7,296 m<sup>2</sup>の面積を必要としているが、現在の機能の必要性の検討、民間への移譲の可否についても十分検討すべきである。京都市リサーチパーク内には京都府中小企業技術センターと同じ公設試験研究機関であり、京都市が運営する地方独立行政法人京都市産業技術研究所があり、対応可能な技術分野や導入している機器について、京都市機関との連携も検討し効率的な運営が目指されるべきである。</p> <p>将来の多額の修繕費の負担と、土地賃借料及び建物管理料として 79,348 千円/年の負担をしながら、これまでと同じようにサービスを提供する必要があるかについては疑問であり、京都府産業支援センターの施設のあり方を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。</p> <p>（報告書 138～139 ページ）</p>	<p>（中小企業技術センター）</p> <p>当センターの機能については、京都府の公設試験研究機関の方向性とそれを実現するための具体的な取組について、令和 6 年 3 月に検討委員会を設置して議論を進め、令和 7 年 10 月に最終的な提言を取りまとめたところ。</p> <p>この提言の具体化に向けて、令和 8 年 5 月に中期計画を策定したところであり、今後、センターの機能やサービスの充実に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>また、施設の老朽化への対応を含めた当センターの持続可能なあり方については、京都市リサーチパーク東地区全体の課題として検討してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>
<p>3 適地への移転の検討（京都府計量検定所）</p> <p>京都府計量検定所は、周辺が閑静な住宅地であるほか、西側には京都市立の公立中学校が隣接しており、車両の出入り等に伴う安全性や検査時の騒音等生活環境における影響がマイナス面となっている。また、タクシー事業者については検定所外の路上走行検査も必要となるが、近隣の交通量は多く検査に適している状況とは言えない。</p> <p>施設としては、場外にタクシーメーター装置検査場（現状 94.15 m<sup>2</sup>）が必要であり、基準となる大型の分銅を検定するはかり検定室（現状 104.00 m<sup>2</sup>）や、はかり検定用天井走行クレーン 1 基を設置する天井高や強度は必要となるものの特異な施設は必要ではない。また、検査機器も</p>	<p>（計量検定所）</p> <p>令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、当該施設の適正な規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>

<p>移設可能である。京都府計量検定所の入所する建物は築 50 年であり、建替えも検討される時期になっている。この状況で、危険排除という視点からも京都府計量検定所が地価も高く、閑静な住宅地である現状の場所で事業を継続する必要性はない。</p> <p>このことから、京都府計量検定所は他府県の見直し事例の検証も行ったうえで、移転を検討すべきである。</p> <p>(報告書 153～154 ページ)</p>		
<p>4 施設及び事業の将来性についての検討（さつき寮）</p> <p>さつき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約 10 年残存している。契約期間終了後においては、建屋の築年数が 50 年以上になり、大規模修繕や建替えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考ええる。</p> <p>確かに、さつき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市である京都のブランド価値をより高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。</p> <p>そのうえで、事業を継続するとなった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考ええる。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存する約 10 年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。</p> <p>もともと、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れれば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。</p> <p>一方、建屋自体の今後については、寮として建設され、1 人用個室を 45 室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。</p> <p>(報告書 173～174 ページ)</p>	<p>(共生社会推進室)</p> <p>令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、令和 8 年 3 月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止した。</p> <p>廃止後の施設の取扱いについては、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>
<p>5 施設及び事業の将来性についての検討（みずき寮）</p> <p>みずき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約 10 年残存している。契約期間終了後においては、建屋</p>	<p>(共生社会推進室)</p> <p>令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、令和 8 年 4 月に事業廃止に向</p>	<p>改善中</p>

<p>の築年数が50年以上になり、大規模修繕や建替えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考ええる。</p> <p>確かに、さつき寮の事業と同様に、みずき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市京都のブランド価値を高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。そのうえで、事業を継続するとなった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考ええる。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存する約10年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。</p> <p>もっとも、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れれば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。</p> <p>一方、建屋自体の今後については、これもさつき寮と同様に、寮として建設され、1人用個室を44室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。</p> <p>(報告書 184～185 ページ)</p>	<p>けて事業契約及び定期借家契約の解約に係る合意書を締結し、令和8年9月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止することとしている。</p> <p>廃止後の施設の取扱いについては、新たに民間事業者主体での留学生の誘致・定着促進に資する施設としての利活用を目指し、調整を進めているところ。</p>	
<p>6 地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討(旧平安会館職員宿舎用地)</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する1,024.17㎡の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する5,100.06㎡の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和5年3月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和3年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単である</p>	<p>(職員総務課)</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和8年3月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>が、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考え</p> <p>る。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p> <p>(報告書 194～195 ページ)</p>		
<p>7 府有財産における財源確保の検討 (京都府地球温暖化防止府民プラザ)</p> <p>京都府地球温暖化防止府民プラザは地下鉄「二条駅」下車徒歩 2 分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>敷地面積 1,374.86 m<sup>2</sup>に鉄骨造・1 階建ての建物 243.46 m<sup>2</sup>を有し、2 団体 (「特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議」及び「一般社団法人京都府木材組合連合会」) に貸付けを行っており、2 団体とも事務所としての使用である。</p> <p>貸付先からの施設利用収入は、年間 2,353 千円 (令和 5 年度実績) であり、不動産の想定時価から勘案すると相当低い収入額であり、施設の配置も含め、土地の有効活用という面で極端に利用頻度が低い状態にある。さらに、施設を事務所として利用しており外部者の利用が比較的少なく、地球温暖化防止対策を担う組織として自動車の利用に限られるため、駐車場の利用頻度も低い状態にある。また、府民利用が少ない施設であり、貸付先は、当該施設を使用して業務遂行する必然性はない。代替施設への移転も比較的容易と想定される。</p> <p>財源確保の観点から、貸付先の移転・建物解体後に、土地の賃貸や売却等について検討すべきである。</p> <p>(報告書 202 ページ)</p>	<p>(脱炭素社会推進課)</p> <p>令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方 (検討案) の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、入居中の 2 団体と令和 8 年度中の移転に向けて調整しているところ。</p> <p>移転後の土地の賃貸や売却等については、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>
<p>8 スペースの有効活用による 別施設の受入の検討 (京都府警察自動車運転免許試験場)</p> <p>京都府警察自動車運転免許試験場は、京都市の郊外で 72,144.64 m<sup>2</sup>の大きな敷地で、本館 4,032 m<sup>2</sup>、別館 2,084.81 m<sup>2</sup>、安全運転学校 1,204.52 m<sup>2</sup>の延床面積の施設を持っている。</p> <p>本館では、新規の運転免許の申請受付とそれに伴う学科試験、別館では免許更新に伴う手続</p>	<p>(運転免許試験課)</p> <p>安全運転学校の講習会場について、受講者の予約状況等を踏まえた開講日時・場所の見直しによる規模の集約化を行うとともに、運転免許試験場本館の一部事務室を安全運転学校に移転することにより、本館内に空きスペースを構築した。</p> <p>当該空きスペースについては、他の施設への</p>	<p>措置済み</p>

<p>と講習業務、安全運転学校では免許更新に伴う講習以外の講習を行っており、それぞれのロケーションに機能別に役割が割り振られている。そのため、本館では学科試験室、別館では高齢者講習会場及び6つの講習会場、安全運転学校にも講習室と類似用途のロケーションが別々に存在している。このように機能別にロケーションの用途が決まっていることは個人情報保護等の観点からの利点はある一方で、不効率により広いスペースの有効活用を妨げている可能性がある。さらに平成28年度に京都駅前に免許更新センターが新設され混雑緩和されていることを踏まえると、さらなるスペースの有効活用を検討する意義は大きい。</p> <p>機能や規模の集約化、建替え及び各業務の時間帯の集中の高低等を加味した相互利用など、施設の高度利用化の検討を行い、現在すべて使用されているスペースから空きスペースを構築する必要がある。空きスペースに関しては、郊外が適した京都府の他の施設への活用のため、警察だけでなく京都府全体で利用を検討すべきである。</p> <p>(報告書 221～222 ページ)</p>	<p>活用を含め検討した結果、昨今の免許行政の変化への対応が最優先であると考え、令和7年3月からの運転免許証とマイナンバーカードの一体化により必要となった記録室及び外免切替に係る申請数の増加等に対応するための試験会場を整備し、施設の有効活用を図ったところ。</p>	
<p>9 広大な敷地の有効活用の検討（京都府警察自動車運転免許試験場）</p> <p>京都府警察自動車運転免許試験場は、京都市の郊外で72,144.64㎡の大きな敷地である。屋外の駐車スペースに関して日曜日の集中時間帯は満車となることもある状況であるが、ピーク状況にスペースを合わせる必要は必ずしもなく、年間通じての敷地の有効活用を検討すべきである。また、屋外駐車場スペースは構築物がなく、平面的な敷地の利用がなされているが、構築物や建物を建築することで立体的な敷地の利用を図るべきである。</p> <p>京都府警察自動車運転免許試験場に隣接した敷地に警察待機宿舎があるが現在未利用となっている。こちらの土地も待機宿舎を解体し、京都府警察自動車運転免許試験場の敷地と一体で有効活用が図られる必要がある。</p> <p>また、京都府警察自動車運転免許試験場の隣接地を京都府が一般財団法人京都府交通安全協会に貸付けし、一般財団法人京都府交通安全協会が自動車運転練習場を運営している。こちらの敷地は16,053.96㎡と広い。京都府警察自動車運転免許試験場の敷地を有効活用するに当たっては、隣接する当地も含めて一体的に有効活用を検討すべきである。</p> <p>(報告書 222 ページ)</p>	<p>(会計課（警察本部）、運転免許試験課)</p> <p>警察待機宿舎については、令和7年度に解体工事を完了したところ。</p> <p>隣接する当地を含めた敷地全体の有効活用については、老朽化している施設の整備と併せ、引き続き検討してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>

(2) 意見

監査の結果	対応の内容
<p>1 施設の利活用・統廃合等に対する早急な対応</p> <p>京都府では、平成17年度に「府有財産戦略活用推進本部」を設置するとともに、平成29年3月に「京</p>	<p>(総務調整課、財政課、府有資産活用課)</p> <p>府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和7年9月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方</p>

<p>都府公共施設等管理方針」を策定（令和４年３月改定）し、府有資産の戦略的な活用に向け取組が進められている。</p> <p>しかしながら、府有資産の活用、維持、管理及び処分等について各所管部局に任されている面が多分であったことから、各施設が最適な利活用をされているか検証を進め、更なる利活用に向け取組を推進するため、令和６年４月に「府有資産利活用検討プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）が設置され、部局横断的な視点で検討が進められている。</p> <p>ついでには、個別施設ごとの耐用年数を考慮した施設の統合、建替え及び処分等施設のあり方の検討を更に急ぐとともに、京都府全体として部局横断的に推進するために、各部局における施設の集約化・複合化・統廃合などの検討に当たっては、PTとの連携により推進していただきたい。</p> <p>（報告書 24 ページ）</p>	<p>（検討案）を元に、関係部局と調整しているところ。</p> <p>引き続き、各部局における施設の集約化・複合化・統廃合などについて、検討を進めてまいりたい。</p>
<p>2 点検・診断等の推進</p> <p>施設の長寿命化等を図るため、法令に基づく点検の実施に加えて施設管理者による自主点検を実施し、施設の劣化状況等の把握を適切に行うとともに、施設管理者が劣化状況を把握しやすくするため、研修の実施や建築・設備系の技術者による現地調査等を実施し、的確な劣化状況の評価に基づいた修繕・改修を推進していただきたい。</p> <p>（報告書 33～34 ページ）</p>	<p>（府有資産活用課）</p> <p>令和７年５月の府有財産戦略活用総括推進員等会議において、法定点検及び自主点検の実施等について周知徹底し、各部局において、自主点検等により把握した施設の劣化状況等を取りまとめた施設カルテを更新したところであり、これに基づき、計画的な維持管理に努めているところ。</p>
<p>3 立地条件の良い府有財産の利活用における検討の加速化</p> <p>京都府所有の敷地や施設は、人口減少、少子高齢化の進行に悩む過疎地域にも点在するが、有利に活用が図られる地域にも多数立地する。未利用の敷地や施設を長期間保有することによる維持費は、民間が保有するより低額（例：固定資産税がかからない等）であることから機会損失の意識が高くなりづらいが、未利用資産の抽出と早急な利活用スキームに沿った手続き、特に、サウンディング型市場調査に至るまでに時間がかかるため、外部有識者からの意見等の聴取による検討を同時並行で進めるなど、スピード感をもって検討を進めていただきたい。</p> <p>（報告書 36 ページ）</p>	<p>（総務調整課、財政課、府有資産活用課）</p> <p>府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて令和７年９月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、府庁近辺を中心とした庁舎系施設（10施設）について、先行的に検証したところ。</p> <p>これらの施設については、民間活用等を検討しているところであり、京都府公民連携プラットフォーム等を活用し、民間事業者等からの意見聴取も行いながら、効率的に検討を進めてまいりたい。</p>
<p>4 ネーミングライツパートナーシップ制度の推進</p> <p>京都府の施設名にパートナーの愛称を付し、命名権料を得ることは、財源確保の一部として一定の成果が認められる。京都府には多くの府民・文化施設等があることから、ネーミングライツパートナーシップ制度の活用を推進していただきたい。</p> <p>（報告書 39～40 ページ）</p>	<p>（財政課、府有資産活用課）</p> <p>令和７年５月の府有財産戦略活用総括推進員等会議において、他自治体におけるネーミングライツ導入事例を紹介し、積極的な活用を提案したところであり、引き続き、府有施設を活用したネーミングライツパートナーシップ制度の活用を推進してまいりたい。</p>
<p>5 集約化・複合化・高度利用化の促進</p> <p>京都府と京都市の共同整備など他の自治体との協調による効率的・効果的な施設の整備・運営が一定程度進められている。</p> <p>しかし、施設視察の結果、職員を研修する京都府職員研修・研究支援センターと、教職員を研修する京都</p>	<p>（総務調整課、財政課、府有資産活用課）</p> <p>府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和７年９月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整してまいりたい。</p>

<p>府総合教育センターのどちらにも様々な研修室が見受けられたほか、各施設ごとに会議室、倉庫等の類似用途のロケーションが設置されている状況が見受けられた。また、各種相談窓口が京都府総合教育センターや京都府精神保健福祉総合センターなどにそれぞれ備えられているほか、京都府警察自動車運転免許試験場の本館・別館・安全運転学校に一般運転者・高齢運転者・免許取消者等ごとにそれぞれ同じような教室を多数有している。さらには、京都府警察自動車運転免許試験場と、その隣接地で一般財団法人京都府交通安全協会が運営する自動車運転練習場には同じような運転練習場が設置されている。</p> <p>これら同じ機能を有する施設については、部局ごとに別々に保有したり、対象者別にスペースを確保したりするのではなく、部局横断的に、親和性があり共有できる他の施設との集約化・複合化・高度利用化を促進していただきたい。</p> <p>(報告書 40～41 ページ)</p>	
<p>6 貸付資産の経済的視点からの検討</p> <p>京都府の公有財産は、京都府財産条例により「減額又は無償で貸付けすることができる。」とあり、議会議決を経て、法令等に基づき貸付けを行っている。無償貸付けを行っている資産や財産は、公益性が高い住民のための施設ではあるが、貸付相手先の経済的事情も考慮のうえ、契約の見直しや近隣の事情を考慮した将来の契約を検討していただきたい。</p> <p>(報告書 66 ページ)</p>	<p>(府有資産活用課)</p> <p>財産の無償貸付等については、貸付目的の公益性のほか、貸付財産による収益の有無や貸付先の経済的事情を踏まえて総合的に判断しているところ。</p> <p>今回の意見も踏まえ、引き続き適切に対応してまいりたい。</p>
<p>7 借受料の負担軽減</p> <p>借受施設は、近隣に比較して適正な借受料を支払うのが原則である。しかし、経済性の観点からは、支払う金額は少ない方が良く、無償であればなお良い。現在、京都府が借り受けている施設は、その場所に設置すべき理由があることを理解するが、継続的に借り受ける場合、借受期間が長くなると敷地や施設を購入する方が安価となることもあり得る。京都府や関係市町村の保有する敷地や施設に移転することも含め、行政サービスの効率化、事業の統合・集約化に向けた検討を行い、借受料の負担軽減に努めていただきたい。</p> <p>(報告書 71 ページ)</p>	<p>(府有資産活用課)</p> <p>府の公共施設については、京都府公共施設等管理方針に基づき、府有施設のほか、国や市町村の施設とも連携して施設の有効活用や集約化・共用化等を進めているところ。</p> <p>引き続き公共施設等の最適化に取り組む中で借受料の負担軽減にも努めてまいりたい。</p>
<p>8 処分見込みのない未利用資産に係る対策の検討</p> <p>未利用資産は、庁内又は市町村の利活用ニーズがないことが把握され、府有財産戦略活用推進本部において、処分予定（売却・貸付け）、暫定利用（利活用検討）及び更に方向性を検討（利活用に向けて個別課題等解消必要）に分類されて、売却又は貸付けが実行される。処分予定に掲載される 府有財産（不動産）には、隣地との境界確定が進まないなど対応に時間を要する様々な事情を抱え、ケースバイケースで対策を講じなければならないため、処分までに時間を要するものもあるが、府民目線からすると放置された施設と見受けられ、老朽化・劣化が著しく進んだ施設は「まち」の環境及び景観を損なうことになる。事業利用の可能性が低く、すぐに処分できる見込みのない施設については、解体等進捗を図る特別な対策を検討してい</p>	<p>(総務調整課、財政課、府有資産活用課)</p> <p>府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和7年9月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整しているところであり、施設の解体等についても当該施設の処分方針と併せて判断してまいりたい。</p>

<p>ただきたい。 (報告書 73 ページ)</p>	
<p>9 公有財産の暫定利用          公有財産の暫定利用として「倉庫」の利用が多く見受けられる。倉庫の利用方法にも数々あると考えるが、書類や災害用物資の保管が多いと考えられる。ITやIoTの普及により、事務の効率化によるペーパーレス化が図られる中、今後書類の保存は減ると考えられる。また、暫定利用としている分散した狭小な施設に物資を保管することは、災害時の運搬業務の負担が大きくなる(重機や車両が効率よく搬送できないために人力が中心となるような拠点)など、いざという時の利用に役立つか疑問である。物資の消費期限や劣化具合の確認など、適正な在庫管理の業務負担が拠点の分散により増していくと言わざるを得ない。未利用の施設に物資を安易に保管するのではなく、施設が古くなり維持費がかかる可能性が高まることを鑑みると、有効活用、貸付け又は売却の選択の判断を優先することを検討していただきたい。 (報告書 75 ページ)</p>	<p>(総務調整課、財政課、府有資産活用課)          府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和7年9月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方(検討案)を元に、関係部局と調整しているところ。          引き続き、未利用資産の暫定利用の解消、有効活用等に向けて検討を進めてまいりたい。</p>
<p>10 個別課題を抱える未利用資産の活用検討推進          利活用に向けて個別課題の解消が必要な「更に方向性を検討する施設」には、複雑な権利関係等の理由により一体的有効活用が困難な敷地や、人口減少、少子高齢化の進行等により利用価値が低下した地方都市の敷地が多くを占めているが、こうした資産についても、地元自治体の要望把握や権利関係の整理の推進を積極的に図る必要があると考える。          ついては、サウンディング型市場調査の実施や外部有識者の意見等を踏まえた課題・検討事項の整理を行うなど、具体的なスケジュール・目標を立てて検討を推進していただきたい。 (報告書 77 ページ)</p>	<p>(総務調整課、財政課、府有資産活用課)          府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和7年9月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方(検討案)を元に、関係部局と調整しているところ。          「更に方向性を検討する施設」についても、利活用の制約となっている個別事情を踏まえながら、課題等の整理を進めてまいりたい。</p>
<p>11 公有財産の現状についての適時のデータ更新          京都府は、公有財産として施設名、所属、所管課、所在地及び主要施設区分等のほか、財産の異動状況を全庁的に共有しているが、データについては、毎年定期的に異動状況を更新するよう全庁に通知され、所管部局が更新することになっているが、例えば公有財産の貸付け、使用許可等の状況について更新漏れの状況が散見された。データを活用するために、各所管部局において公有財産の現状を速やかに更新していただきたい。 (報告書 77 ページ)</p>	<p>(府有資産活用課)          令和7年5月の府有財産戦略活用総括推進員等会議を開催し、公有財産の異動に係る統合財務システムへの入力 of 徹底について改めて周知し、各部局においてデータの更新を促したところ。</p>
<p>12 移転も視野に入れた研修施設のあり方の検討(京都府職員研修・研究支援センター)          京都府職員研修・研究支援センターの現在の建物は昭和62年建設で、築37年を経過しているものの、令和4年度時点では、それほど多くの修繕費がかかっておらず(平成30年度から令和3年度まで年平均で2,206千円)、耐震診断の対象外でもあることから、中長期的な長寿命化への具体的なプランニングはされていない。しかし、法定耐用年数が50年であり、壁にクラック</p>	<p>(人事課)          京都府職員研修・研究支援センターについては、隣接する京都府立大学をはじめ、北山エリアにおける各施設の整備に係る検討状況も勘案しながら、引き続き利活用等について検討してまいりたい。</p>

<p>クなども見られ、毎年一定の修繕費が必要な状況である。</p> <p>また、新規採用職員の研修時期や業務閑散期に利用率が高くなるのは確かだが、センターの建設当時の想定と異なり、オンライン研修が一部導入されていることなどもあり、職員研修の専用施設としては、利用率は高くない状況にある（令和5年度においては、大研修室の利用は40回程度）。</p> <p>さらに、令和元年度からセンターの職員の多くが人事課との兼務となり、兼務する職員は通常センター内の執務室を使うことがなくなったため、事務室スペースに余裕が生じている。</p> <p>以上より、現在のセンターには課題があると考えられることから、移転も含めてあり方を検討していただきたい。</p> <p>その検討の中で、建替え等を行うこととなった場合には、稼働率を上げるために、職員研修だけではなく、その他の研修施設（京都府総合教育センター）との共用なども考えられる。</p> <p>また、現状の施設の長寿命化を図るべきという結論が出た場合については、耐震診断も含めて検討すべきである。さらに、研修室の利用状況等を踏まえると、例えば、現状、民間団体等への貸し出しなどは行っていないが、利用率を高め、財源確保にもつながることから、研修事業に支障がない限りにおいて、外部貸出しなども検討していただきたい。 (報告書 98～99 ページ)</p>	
<p>13 事業の必要性と施設の有効活用の検討（京都府動物愛護センター支所）</p> <p>京都府動物愛護センター支所は、前面が国道9号線、周囲は府立大学演習林用地に囲まれ、近隣にその他施設が存在しない場所に立地している。JR京都駅から京阪京都交通バス JR 亀岡駅行・「老ノ坂峠」まで約50分、下車後徒歩10分かかる場所にあり、交通の便は悪い。</p> <p>京都府域において、犬猫の殺処分施設は京都府動物愛護センター支所しかなく、犬猫の殺処分場所の確保は、動物を殺処分するという点で地域住民の理解が必要な施設であるため、代替場所の地元調整は難しいと考えられる。</p> <p>京都府動物愛護センター支所は昭和63年4月に建築され、築36年となった現在は老朽化が進んでいる状況であることから、今後、更なる施設の老朽化を迎えるまでに、将来的に京都府としての事業の必要性を含めた議論を踏まえ、施設全体の有効活用という観点で、未利用となっているスペース（機械室、操作室）の活用方法について、特殊施設であることを勘案のうえで検討していただきたい。 (報告書 122～123 ページ)</p>	<p>(生活衛生課)</p> <p>疾病等の動物を苦痛から解放するなど動物福祉の観点等から、同施設における殺処分の必要性は今後も継続するとともに、本所に動物を搬入するための検疫施設としての一時収容及び多頭飼育崩壊時の収容施設としての必要性が高いと認識しているところ。</p> <p>未利用となっているスペースについては、ケージやペットシート等、災害時のペット用備蓄資材の保管場所として活用しているほか、多頭飼育崩壊などで多量の動物を受け入れる必要がある場合のスペースとして確保しているところであり、引き続き、施設全体の有効活用を図ってまいりたい。</p>
<p>14 好立地の敷地の有効活用（京都府計量検定所）</p> <p>京都府計量検定所は、第二種住居地域で閑静な住宅地で地価も高い地域に立地しており、現在の利用形態は、交通至便で高地価という場所を有効に利用していない。なお、隣接する京都府立府民ホールアルティの搬入道路として敷地の北側を提供している。</p>	<p>(計量検定所)</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、当該施設の適正規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府</p>

<p>立地状況から判断して、民間への売却や定期借地契約による民間への敷地の貸出しも検討されるべきであるが、当搬入路の確保が必要となることが課題である。一方、当該地は京都府庁に近い立地という点も考慮すべきである。</p> <p>京都府計量検定所の入所する建物は築 50 年であり、建替え検討時期にあることに加え、交通至便で資産価値が高く、京都府庁に近いことも踏まえ、資産活用の方向性について民間の意見を聞くなどして、有効利用を検討していただきたい。</p> <p>(報告書 154 ページ)</p>	<p>有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>
<p>15 施設の有効活用や他の施設との統合等多角的な検討 (京都府京都乙訓農業改良普及センター)</p> <p>京都府京都乙訓農業改良普及センターは、阪急京都線「西京極駅」下車徒歩 10 分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>当該施設の土地は、借地であり、平成 30 年から令和 30 年までの賃貸借契約が締結され、年間賃貸料約 9,000 千円である。</p> <p>建物は平成元年 6 月に建築され、築 35 年となった現在は老朽化が進んできている状況であるが、平成 30 年度に屋上防水工事に 10,000 千円の投資がなされ、建物の機能維持は十分に図られている。1 階には、作物診断室・分析診断室等が配置され、対象地域農家に対する指導や相談内容に対応するための分析が行われている。2 階は主に事務室、3 階は会議室・厨房施設を備えた食生活講習会室が配置されているが、3 階については極端に利用頻度が低い状態にある。</p> <p>1 階部分の機能は専有施設とする必要があるが、2 階・3 階の事務室・会議室等については、親和性があり共有できる他の施設と統合する等の有効活用を検討していただきたい。また、当該施設は借地に立地するため庁内の施設最適配置の見直しの際に、他の施設との統合による移転も見据えた検討を多角的に行っていただきたい。</p> <p>(報告書 162～163 ページ)</p>	<p>(農産課)</p> <p>施設内の利用頻度の低いスペースについては、同センターにおける業務以外による活用を含め、幅広く検討し、利用率の向上に努めてまいりたい。</p> <p>当センターが借地に立地している点については、今後、近隣施設の立地条件や空き状況等を勘案しながら、移転可能性も視野に入れて、多角的に検討を進めてまいりたい。</p>
<p>16 業務の統廃合と府有財産の収益確保の検討 (京都府山城家畜保健衛生所)</p> <p>京都府山城家畜保健衛生所は JR 奈良線「城陽駅」下車徒歩 5 分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>3 階建て延床面積 780.09 m<sup>2</sup>のうち、1 階は家畜防疫業務、家畜保健衛生業務等を行うための機能を果たしているが、2 階及び 3 階は、主に倉庫として利用されており、施設全体の有効活用という観点で、低利用となっている。</p> <p>昭和 49 年 6 月に建築され築 50 年となった現在は、法定耐用年数に到達しており、法定耐用年数 (50 年) 以上の躯体等の健全性を維持するためには、外壁等工事や耐震強化工事を実施する必要があると、多額の修繕費が想定される。</p> <p>管轄区域は、京都市から南山城村まで非常に広範囲にわたる区域で業務を行っている。立地及び建築経過</p>	<p>(畜産課)</p> <p>2 階、3 階は、主に鳥インフルエンザ発生時における初動防疫資材等の保管庫として活用しているところであるが、会議室としての利用頻度向上を含め、施設の有効活用に努めてまいりたい。</p> <p>今後想定される大規模修繕への対応にあたっては、当該施設の持つ機能や管轄区域の見直しを含め、多角的に検討を進めてまいりたい。</p>

<p>年数から勘案すると、家畜防疫業務、家畜保健衛生業務及び畜産振興業務の行政機能について、エリア区分を再検討のうえ、施設の統廃合を含めて検討していただきたい。検討の結果、施設を移転することとなった場合には、建物を解体したうえで、財源確保の観点から土地売却等についても検討いただきたい。 (報告書 230～231 ページ)</p>	
<p>17 建物・施設の縮小・簡素化の検討（京都府立消防学校）</p> <p>京都府立消防学校は、二重行政の解消や連携強化のため、平成 29 年 4 月から、京都市消防学校と共同化し、京都府立消防学校が京都市消防学校内に移転して現在の形となった。府市連携による教育訓練の共同化により組織面での対応は一定の成果が認められる一方で、施設面では抜本的な修繕は行われず、老朽化が進んでいるのが現状である。</p> <p>常駐の職員はおらず、必要に応じて京都市南区上鳥羽の京都府立消防学校から職員が来校する体制となっている。本館と訓練施設に関しては消防団員の訓練と消防職員の一部訓練に利用されているものの、寮は維持コストに見合うだけの利用はされていないように思われる。</p> <p>今後の活用を検討するにあたり、八幡市や京都市伏見区の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練機能の確保が必要であることを考慮し、老朽化が進み、今後積極的な利用が見込めない建物は解体や大幅な規模の縮小・簡素化といった対応の検討が必要である。加えて訓練塔や水上訓練場（プール）といった訓練施設についても、不要なものに関しては解体等の対応を検討していただきたい。 (報告書 248 ページ)</p>	<p>(消防学校)</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>
<p>18 災害用物資の倉庫等としての活用策の検討（京都府立消防学校）</p> <p>府道 15 号線（宇治淀線）という主要道路に面し、第 2 京阪道「久御山南」インターチェンジや京滋バイパス「久御山淀」インターチェンジに近い他、国道 1 号線や国道 24 号線へのアクセスは良好であり、車での移動には非常に便利な立地となっている。立地の優位性を考えた場合には、物流拠点としての利用が有力である。</p> <p>現在京都府では、災害時に必要となる物資を様々な施設に分散して保管している。本施設の車庫の一部は山城広域振興局が書庫として利用しているが、例えば、交通至便なこの場所に京都府で保管すべき災害用物資の保管を集約することで、管理コストの低減に資するほか、災害発生時に活躍する消防職員の訓練拠点と物資拠点を一致させることにより、有事の際の物資の分配計画等がスムーズに作成・実行することが可能となることから、災害時の物資拠点等としての活用を検討していただきたい。 (報告書 248～249 ページ)</p>	<p>(消防学校)</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>
<p>19 立地を生かした活用方法の検討（京都府立消防学校）</p> <p>府道 15 号線（宇治淀線）の周辺には民間の物流施</p>	<p>(消防学校)</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の</p>

<p>設が多数存在しており、物流施設を利用する大型トラックが往来している。京都府立消防学校は、八幡市や京都市伏見区の避難施設に指定されており、避難施設や訓練施設として必要なスペースを精査することは必要であるものの、財源確保の観点から、敷地の一部売却や、民間のロジスティクス施設向けに土地の貸付けといった様々な有効活用策の検討をしていただきたい。</p> <p>(報告書 249 ページ)</p>	<p>訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>
<p>20 他施設の共有を視野に入れた事業内容・規模の見直し(京都府総合教育センター)</p> <p>京都府総合教育センター本館は、旧郵政省が建設したものであり、相当程度古く(本館は昭和 39 年、木造の図書館は聞き取りによると昭和 31 年頃とのこと)、今後当該センター施設をどうするのか検討が必要な状況であるが、具体的な検討がなされていない。同地に建替えをするか、別の施設に移転するかも含めて、あり方を検討していただきたい。</p> <p>当該センター設置時点と異なり、現在は、オンライン研修なども一定程度活用でき、その範囲は今後も拡大が想定される。現時点では、すべての研修室が常時フル稼働している状況ではない(令和 5 年度の利用実績では、大研修室の利用率は 56.0%であるが、35%以下の利用率の研修室・演習室が 8 室中 6 室ある。講堂の利用率は 28.8%である。)。よって、建替えや別の建物に移転する場合は、同じ規模の施設の必要性について検討が必要と考える。</p> <p>当該センター本館は、3 階建てであるが、第 1 種低層住居専用地域であることから、同地に建替えをする場合は、同じ規模の建物を建てることは不可能であるため、同地において、建替えを図るためにはその点についても考慮する必要がある。</p> <p>また、センター敷地内には一部未整備・未利用の土地があり、車庫も老朽化が進んでいるうえ、現在は倉庫になっている。近鉄丹波橋駅から徒歩圏内であることから、駐車場用地も現在と同様の規模を確保し続ける必要があるかどうかについても、検討が必要である。さらに、利用率を向上させる観点からも、建替えをする場合は、京都府職員研修・研究支援センターなどの同等の機能をもつ府有財産との共有や、京都市との同等の機能を果たす施設との共有も検討の余地がある。</p> <p>なお、京都府総合教育センター条例第 2 条によると、教育センターの事業として、(1)教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること、(2)教育関係職員の研修に関すること、(3)教育相談に関すること、(4)教育に関する図書及び資料の収集及び活用に関すること、(5)前各号に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業が掲げられている。建替え検討を行う場合は、そのうち、特に(3)の教育相談については、現状と同様に研修施設と同じ場所で行うのか、相談事業を行っている他の同等の施設で実施するのかなど、事業実施の場所についても検討を行っていただきたい。</p> <p>(報告書 271～273 ページ)</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>当センターは、施設の老朽化や昨今のオンライン研修の拡大、未整備土地等の状況から、他施設との共有等を含め、施設全体の有効活用に向けた検討が必要と認識しており、令和 8 年 5 月に京都府総合教育センターの施設等のあり方について検討を行う庁内プロジェクトチームを設置したところ。</p> <p>今後の検討にあたっては知事部局や京都市とも連携し、多角的な観点から調整を進めてまいりたい。</p>

<p>21 財源確保を視野に入れた施設の有効活用の検討（京都府総合教育センター）</p> <p>講堂については、法定耐用年数が47年で使用年数が32年であり、昭和56年の新耐震基準を満たしていることから、当面利用可能である。しかし、当該建物は一般への貸し出しは行っておらず、研修室も外部貸し出しの件数はそれほど多くない。交通アクセスが良いことから、特に土日については、文化的な催しなどの利用にニーズがある可能性があることから、一般向けの貸し出しについても検討していただきたい。（報告書273ページ）</p>	<p>（学校教育課）</p> <p>講堂については耐震基準を満たしてはいるものの施設・設備の老朽化が進んでおり、特に2階トイレについては、敷地内水道管の老朽化や水圧不足等により詰まり等が多発している状況であるとともに、女性用トイレの戸数が少なく、大人数利用の場合は、耐震化未実施の本館トイレも併用する必要があるため、一般開放を行うには課題があると認識しているところ。</p> <p>加えて、一般開放に向けては、施設面のほか、職員体制の確保、情報機器設備の整備や駐車場管理等の課題もあると認識しており、費用対効果も含め検討してまいりたい。</p>
<p>22 長寿命化を図るための中長期修繕計画の検討（京都府精神保健福祉総合センター）</p> <p>京都府精神保健福祉総合センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく機関として、京都府精神衛生総合センター基本構想に基づき当地に新設されたものである。令和元年度から令和5年度の年平均修繕費は、2,850千円と、現時点では、それほど多くの修繕費がかかっていない。しかし現在のところ、耐震診断の対象外でもあることから、耐震診断は実施されていない状況である。また、中長期的な長寿命化への具体的なプランニングはされていないとのことである。随時修繕が必要な箇所を見回りながら、必要な修繕については、随時予算化しているとのことである。基本的な所管業務については、設置当初から変わっておらず、法律による設置義務のある機関として、同地においてなるべく長く使用するのが施設運営の基本的方向性であると考えられる。しかし、法定耐用年数が50年のところ、42年経過しており、長寿命化するためには、センターの担当者による通常の修繕の必要性の把握と予算化による措置だけでは、十分ではない可能性がある。よって、ファシリティマネジメントの観点から、当該施設をあと何年使うのか、中長期的な修繕計画をどう考えるのかなどについて、検討していただきたい。（報告書283～284ページ）</p>	<p>（障害者支援課）</p> <p>精神保健福祉総合センター庁舎については、建物の維持・管理を目的とした修繕を随時行っており、修繕箇所については修繕業者に法定耐用年数程度まで利用できることを確認しているところ。</p> <p>今回の意見も踏まえ、今後は、維持・管理を目的とした修繕と並行し、法定耐用年数経過後の使用を見据えた中長期的な修繕計画の策定を検討してまいりたい。</p>
<p>23 高地価である府有地における災害用備蓄倉庫の運営について（元近衛寮）</p> <p>現在、元近衛寮は災害用備蓄倉庫として使用されている。確かに、京都市の中心部に所在しており、京都府庁からも比較的近い場所に所在することから、便利な保管場所であることは理解できる。しかしながら、建物は旧洛東病院の寮として使用されていたもので、昭和47年の築造で築年数がすでに50年以上を経過しており、いざ地震等の災害が生じた際には建物自体が被害を受ける恐れがある。</p> <p>また、機能面においても、元々寮だったことによる狭小な間取りや、普段は利用していないことによる湿気等といった環境面から勘案して、物資の搬出入や保管といった面からは適していない状況にあると見え、府有財産利活用の観点からは見直しの検討が必要と考える。さらに、視察時に感じたことであるが、普段は建物に出入りがないことから、建物の外側に植物が絡みついて異様な外観となっており、近隣には中学校</p>	<p>（災害対策課）</p> <p>元近衛寮は京都市街地の貴重な備蓄拠点であり、今後もその機能は維持する必要がある一方で、現建物は寮構造のため搬出入効率が低く、迅速に搬入出を行うためには高額な設備投資が必要であることなど、課題があると認識しており、現在、当施設を含めた府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところ。</p> <p>当該土地の価値も踏まえ、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームとも連携し、調整してまいりたい。</p>

<p>や住宅もあることから、治安・防犯上の観点から問題があると考え。</p> <p>そもそも、当該土地の価値は大変高く、現状の利用状況では府有財産が有効に活用されているとは考えにくい状況にある。そこで、まずは建物の解体撤去を検討するとともに、さらなる公的な有効活用を調査・検討し、そのようなニーズがなければ民間への売却も含めて検討いただきたい。</p> <p>(報告書 293 ページ)</p>	
<p>24 廃止決定された府有財産における土地の活用について (元桃山職員住宅第 1 住宅・第 2 住宅)</p> <p>元桃山職員住宅第 1 住宅・第 2 住宅は、平成 19 年度に策定された職員住宅新活用計画において、耐震診断調査の基準を満たしておらず、大規模地震発生時には倒壊の危険性があり、入居率も含めて総合的に判断した結果、平成 25 年度末を目標に廃止することとされ、実際に平成 24 年 11 月度において廃止がなされた。</p> <p>現在、京都府では両住宅について、「更に方向性を検討」の未利用資産として認識しているが、今回、現状を把握するため、現地において外観を視察したところ、10 年以上にわたり人が住居せずに未利用となった建屋は、不法侵入を防ぐ措置がされているものの、いわゆる廃墟となっており、建屋の外観は黒ずみ、一部には植物が絡みつくなど、一種異様な光景となっていた。</p> <p>土地の利用に関しては、様々かつ複雑な権利関係により、当施設の方向性を検討するには相当の時間を有するところではあるが、今後の対応については、当該職員住宅の敷地のみでは公道に接道していないため、単独での利活用は困難と考えており、隣接する府有地と併せて一体的な利活用の検討を進めていただきたい。</p> <p>(報告書 296～297 ページ)</p>	<p>(職員総務課)</p> <p>当該職員住宅の敷地は公道に接道していないため、単独での利活用は困難であり、将来的な利活用については、当地に隣接し、公道に接道している府営住宅桃山伊賀団地を含めた対応が必要となることから、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>
<p>25 一般財団法人京都府総合見本市会館への貸付形態のあり方</p> <p>京都府は、一般財団法人京都府総合見本市会館に「府内の経済活動の活性化及び府民文化の振興を図るため」を根拠として無償貸付けを行っている。この根拠について異論はないものの、総合見本市会館の来場者はコロナ後に大きく減少している一方で、一般財団法人京都府総合見本市会館は会場使用料等を収入源として安定した収支差額を確保し、令和 5 年度で 1,525 百万円の正味財産を有している。また、総合見本市会館は老朽化も進行し、大規模修繕費用が多額に発生しているが全額京都府が負担している。一般財団法人京都府総合見本市会館の事業は府内の公益的な事業ではあるが、1,525 百万円という正味財産の蓄積状況とその収入源が総合見本市会館の会場使用料等であることを考えれば、無償貸付けという形態の見直しや修繕費の負担など、京都府への収益還元を検討していただきたい。</p> <p>(報告書 309～310 ページ)</p>	<p>(観光室)</p> <p>会館の運営については、京都府の負担金や運営に係る特別な補助を受けることなく、独立した自己の収支で維持継続しており、社会経済情勢の変化で難しい運営が見込まれる中、使用料収入など事業活動収入の確実な獲得と効率・効果的な事業活動支出の執行に努め、状況の変化に適時適確に対応しながら安定した経営を行っているところ。</p> <p>また、修繕の対応については、経年劣化等大規模修繕は施設所有者である京都府が負担しているものの、使用に伴う破損や故障等の小修繕は財団が負担することを基本的な考え方としており、今後も貸付目的の公益性、貸付財産による収益の有無や貸付先の経済的事情等を踏まえて総合的に判断してまいりたい。</p>

## 令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 ペーパーレス化普及促進のための環境整備</p> <p>京都府は、モバイル端末の配付や Office365 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p> <p>(報告書 225 ページ)</p>	<p>(人事課、情報政策課)</p> <p>令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>	措置済み

## 令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府税事務所等のあり方について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 自動車税(種別割)の徴収率向上</p> <p>京都府の自動車税(種別割)の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。 (報告書 90 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてもなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取り組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>	措置済み
<p>4 窓口業務の委託可能性</p> <p>税務の窓口業務はやや定型的な内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実に窓口業務の委託が導入されている都道府県もある。</p> <p>費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。 (報告書 177 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和7年1月の府税事務所統合に合わせ、税に関する質問に24時間対応可能なAIチャットボットを導入し、令和7年度には約18,000件の利用があったところ。</p> <p>あわせて、車検時における納税証明書の提示省略の可否をシステム上で確認できる自動車税納税確認システムを導入し、同年度において約70,000件の利用があり、窓口業務の削減につながった。</p> <p>こうした窓口業務の削減を踏まえ、今後も委託ではなく、業務の一層の効率化に取り組んでいく。</p>	措置済み

<p>常任委員会資料</p>	<p>全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について</p>	<p>令和8年7月2日</p>
----------------	---	-----------------

## 1 根拠

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「特定事業主行動計画」として、「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」を策定

## 2 推進期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

## 3 数値目標

### (1) 時間外勤務の縮減

令和12年度の職員一人当たりの年平均時間外勤務時間数を令和7年度の時間数より10%以上縮減すること（令和7年度 168.8時間、令和12年度目標 151.9時間）

### (2) 全警察官に占める女性の割合

令和13年4月1日までに14%以上にすること（令和8年4月1日現在 13.1%）

### (3) 男性育児休業等の取得

男性職員は、配偶者出産休暇（3日）及び男性育児休暇（5日）を全日数取得するとともに、育児休業取得率を85%以上にすること（令和7年度 育児休業取得率 71.1%）

※ 育児休業取得日数は2週間以上を奨励

## 4 推進事項

### (1) 職場の活性化による組織力の強化

価値観・意識の改革、業務の効率化・合理化の推進、多様で柔軟な働き方の促進  
健康管理の徹底、ハラスメントの防止

### (2) 総実勤務時間の短縮

時間外勤務の縮減、各種休暇の取得促進

### (3) 女性職員等の活躍の推進

女性職員の採用の拡大と優秀な人材の確保、女性職員の職域の拡大とキャリア形成の促進  
女性用施設・装備資機材の整備、60歳超職員の執行力の維持と適切な職務付与

### (4) 仕事と子育て・介護との両立に向けた支援

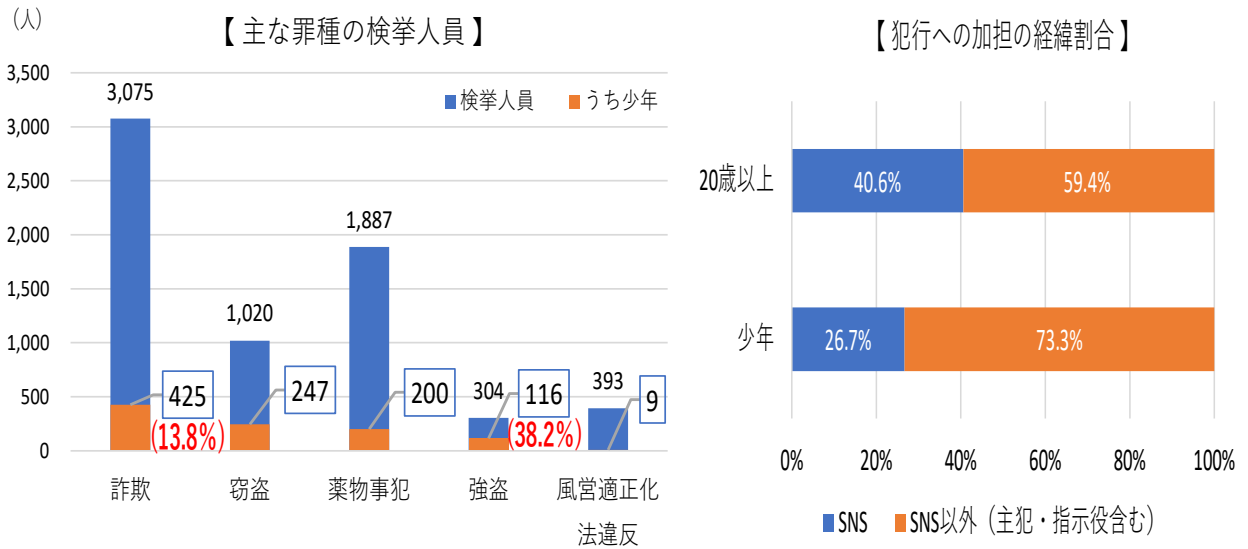
制度を利用しやすい職場環境づくりの推進、固定的な性別役割分担意識の是正  
育児休業を取得した職員の職場復帰の支援、子育て・介護を行う職員への人事的な配慮

## 5 検証及び公表

本計画に基づく取組の進捗状況は毎年度1回検証し、結果を公表

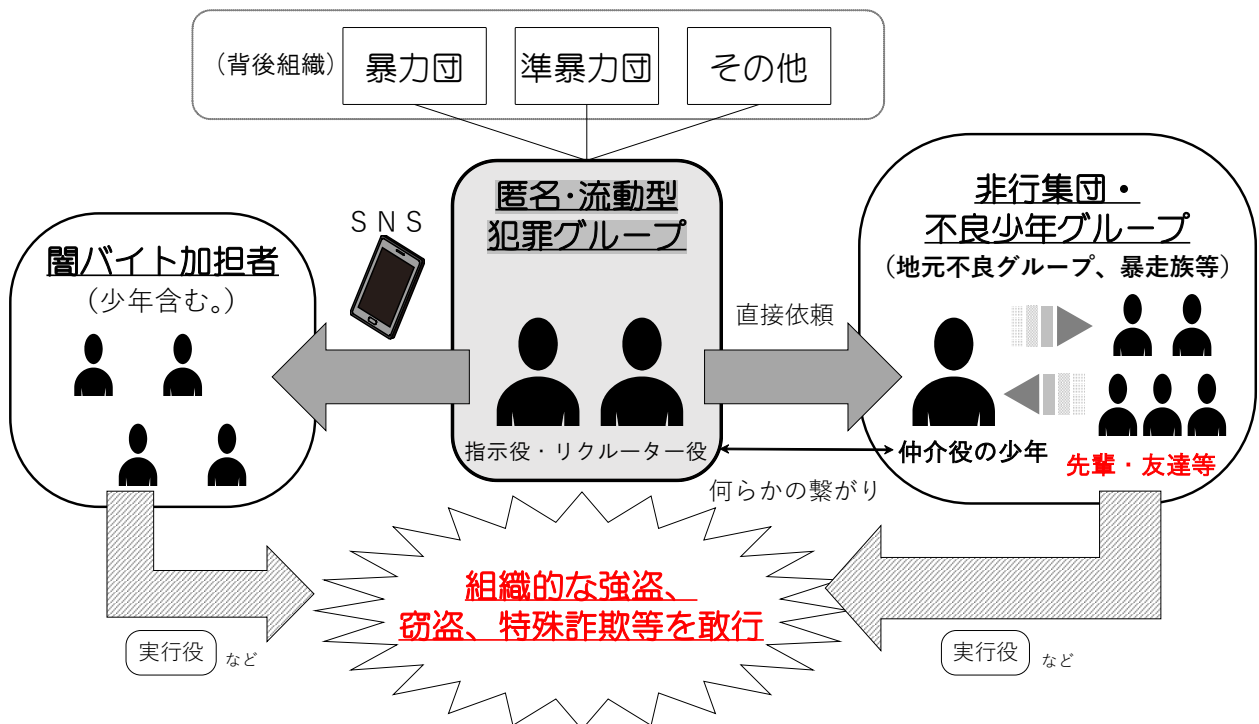


## 1 匿名・流動型犯罪グループへの少年の関与（R7・全国）



匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な罪種の検挙人員のうち、強盗の約38%、詐欺の約14%が少年。20歳以上と比較して、少年の犯行への加担の経緯は「SNS」の割合が低い。

## 2 「闇バイト」の構図



# 今後の幸せな人生のために

～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき **5** つのこと～

警察庁・文部科学省・こども家庭庁

## 1. 必ず捕まります

逮捕されるまでこき使われます。

強盗をして人が亡くなれば死刑か無期拘禁刑。見張り役でも同罪です。闇バイトを他の人に紹介しただけでも捕まります。

## 2. 先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません

犯行グループは、誰でもいいから身代わりとなる都合のいい使い捨てを求めています。お金が払われると思ったら大間違いです。未成年だから罪が軽いなんてことはありません。

## 3. 銀行口座やスマホを売ってはいけません

通帳やキャッシュカードを売ることは犯罪です。

二度と銀行口座を作れません。

スマホやSIMカードを勝手に売ることも犯罪です。

## 4. 外国に渡航すれば、二度と戻れなくなるかもしれません

監禁され、暴力を振るわれることもあります。命を落とすかもしれません。

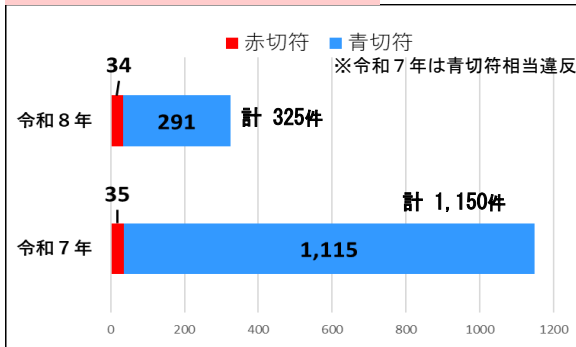
## 5. 今ならまだ引き返せます

個人情報を送ってあなたや家族の安全を脅かされても、すぐに110番してください。警察はあなたと周りの方の安全を必ず守ります。

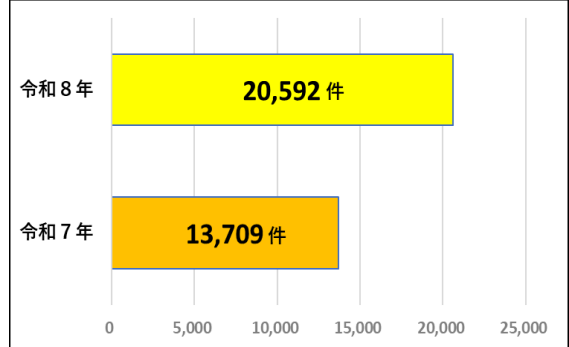
### 1 指導取締状況

#### (1) 検挙・指導警告件数

検挙件数（4月・5月）

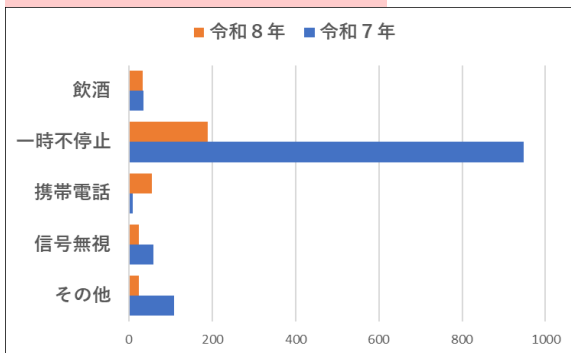


指導警告件数（4月・5月）



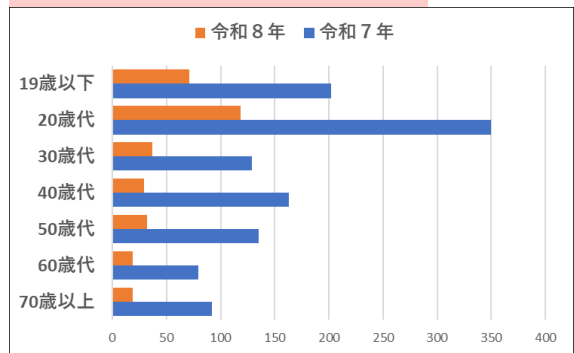
#### (2) 違反種別・年齢別

違反種別（4月・5月）



・ 令和8年、令和7年ともに一時不停止の割合が最多

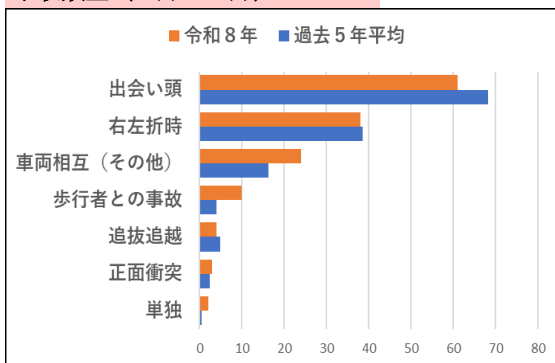
違反者年齢別（4月・5月）



・ 令和8年、令和7年ともに20歳代が最多

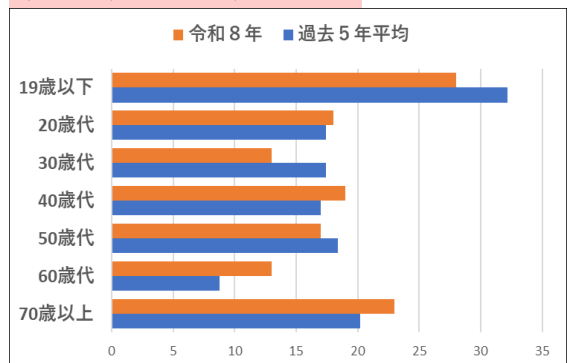
### 2 交通事故発生状況

事故類型（4月・5月）



・ 発生件数は、令和8年が142件。過去5年平均は135件  
 ・ 令和8年、過去5年平均ともに出会い頭事故が最多

年齢別（4月・5月）



・ 令和8年、過去5年平均ともに19歳以下が最多

### 3 今後の取組

- (1) 基本的な交通ルールへの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 悪質・危険な交通違反に対する指導取締りの強化

## 総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府府税条例一部改正の件
9	京都府警察手数料徴収条例一部改正の件
15	京都地方税機構規約変更に関する協議の件

令和8年6月府議会定例会

## 付託議案

総務・警察常任委員会

# 付託議案

(付 託 議 案)

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 第 3 号議案  | 京都府府税条例一部改正の件       |
| 第 9 号議案  | 京都府警察手数料徴収条例一部改正の件  |
| 第 15 号議案 | 京都地方税機構規約変更に関する協議の件 |

京都府府税条例一部改正の件  
(令和8年6月定例会分)

令和8年7月  
総務部

1 改正趣旨

令和8年度税制改正としての地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人府民税、不動産取得税等の改正を行うものである。

2 主な改正内容

税目	改正事項	内容
個人府民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限の延長 (R9.1.1)
	特例措置の見直し	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、一定の譲渡をした土地等が地すべり防止区域内等に存する場合には、本特例の適用対象から除外 (R10.1.1)
	特定暗号資産の譲渡に係る課税の見直し	特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る申告分離課税の創設(金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日)
不動産取得税	特例措置の見直し	新築住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、一定の災害危険区域内等において新築された住宅又は市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築された住宅及びその土地を本特例の適用対象から除外 (R11.4.1)

※ ( ) は施行期日

## 京都府警察手数料徴収条例の一部改正について

### 1 改正理由

現在、京都市内5箇所において、時間制限駐車区間の交通規制を実施しているところ、同区間に設置されたパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）の利用台数が減少したため、今般、パーキング・メーター等を廃止し、新たに必要な交通規制等を行うもの。

現在、パーキング・メーター等の手数料として1回につき300円を徴収しているところ、廃止に伴い、これらの手数料を徴収する必要がなくなるため、本手数料を定める京都府警察手数料徴収条例について所要の改正を行うもの。

	管轄警察署	設置場所	運用開始	廃止後の新たな交通規制等の予定
パーキング・メーター	北	紫明通 (烏丸通西入)	S61. 12. 1	高齢運転者等専用駐車区間の拡大
パーキング・チケット	左京	熊野通西入一筋目 (踏水会前)	S62. 4. 1	歩道の設置
	上京	釜座通 (第二赤十字病院前)	H26. 12. 22※	高齢運転者等専用駐車区間の拡大、 貨物集配中の貨物・客待ちのタクシーの駐車可規制
	伏見	大手筋通 (竹田街道東入)	S62. 4. 1	貨物集配中の普貨・ 客待ちのタクシーの駐車可規制
	山科	府道四宮四ツ塚線 (京都薬科大学前)	H5. 7. 1	貨物集配中の普貨の駐車可規制

※ 昭和60年7月1日、パーキング・メーターにより運用開始

### 2 京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の改正内容

別表第2中3の項を削り、4の項を3の項とすることとする。

現 行		改 正	
別表第2（第2条、第5条関係）		別表第2（第2条、第5条関係）	
1・2 略	略	1・2 略	略
3 道路交通法に規定するパーキング・メーターの作動等の事務で規則で定めるもの	1回につき300円を超えない範囲内において規則で定める額	削る	削る
4 略	略	3 略	略

### 3 施行期日

令和8年8月1日

## 第 15 号議案

### 京都地方税機構規約変更に関する協議の件

令和 8 年 7 月  
総 務 部

令和 8 年 3 月末をもって自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、京都地方税機構規約（以下「規約」という。）を変更する必要がある、京都府議会の議決を経るものである。

#### 1 規約変更の概要

##### （1）理 由

機構が行う環境性能割に係る申告受付事務は、規約に規定されているが、環境性能割の廃止に伴い、当該申告受付事務も廃止することになるため、規約を変更する必要がある。

##### （2）変更内容

機構の処理する事務から環境性能割に関する事務を削除（規約第 4 条第 2 号）

#### 2 施行期日

総務大臣の許可の日から施行

#### 3 今後の予定

令和 8 年 7 月 機構から総務大臣に規約変更の許可申請

8 月 総務大臣許可

#### （参考）地方自治法（抜粋）

##### 第 291 条の 3

広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～8（略）

##### 第 291 条の 11

第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

---

---

# 京都府議会

## 総務・警察常任委員会

### 活動報告書

---

---



令和8年5月14日

委員長	中島武文
副委員長	能勢昌博
副委員長	近藤永太郎
委員	石田宗久
委員	荒巻隆三
委員	大澤彰久
委員	北川剛司
委員	筆保祥一
委員	森吉治
委員	田中美貴子
委員	林正樹
委員	梶原英樹



---

# 目次 京都府議会 総務・警察常任委員会 活動報告書

---

1	委員会の審議等の状況（概要） .....	1
2	委員会活動状況 .....	2
3	重要課題調査のための委員会 .....	7
4	付託議案及び審査依頼議案審査結果 .....	10
5	付託請願審査結果 .....	12
6	管内外調査.....	13
7	委員会活動のまとめ .....	25

# 1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、総務部の所管及びそれに関連する事項、知事直轄組織の所管及びそれに関連する事項、府公安委員会の所管及びそれに関連する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項を所管している。

各部局の主な所管事項は、下表のとおりである。

部局名		主な所管事項
総務部		条例立案等法務、議会、府予算・税・財産等財務、市町村振興等自治振興
知事直轄組織	知事室長	広報、広聴、国際化
	職員長	職員
	会計管理者	会計
府公安委員会		京都府警察

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議したり、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の総務・警察常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、管内調査では、府の施策等が実施されている現場を訪問し、関係者から説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

## 2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
<b>5 月</b>		
R7. 5.23	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員長の選任</li> <li>■副委員長の選任</li> <li>■副委員長の順位</li> </ul>
<b>6 月</b>		
R7. 6. 9	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R7. 6. 9	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■所管部局の事務事業概要等</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R7. 6.20	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R7. 6.23	予算特別委員会 分科会 (6定先行審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■審査依頼議案(説明聴取、質疑、適否確認)</li> </ul>
R7. 6.24	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (知事直轄組織(知事室長)・総務部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府国土強靱化地域計画の改定(中間案)について</li> </ul> </li> <li>(知事直轄組織(職員長)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査結果に基づく措置状況について</li> <li>・地方職員共済組合本部からの「旧御所西京都平安ホテル」に係る土地・建物の取得意向照会について(総務部)</li> <li>・府税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について</li> <li>・公契約大綱等の見直しについて</li> </ul> </li> <li>(警察本部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・風俗関係事犯の現状について</li> </ul> </li> <li>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</li> </ul>
R7. 6.25	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■付託請願の審査</li> <li>■所管事項の質問</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>

7 月		
R7. 7.18	管内調査	○令和7年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
R7. 7.28 ～ R7. 7.29	管外調査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○静岡県警察本部〔於：静岡県警察交通管制センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県警察交通管制センター新庁舎の運用開始による取組について</li> <li>・施設視察</li> </ul> <p>○公益財団法人静岡県国際交流協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県での多文化共生事業について</li> </ul> <p>○常滑市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎整備による行政機能の強化と住民サービスの向上について</li> <li>・施設視察</li> </ul> <p>○愛知県警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県警察における闇バイトの取締りと大学と連携した犯罪心理学の活用について</li> </ul> <p>○愛知県議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県での本庁庁舎管理と利活用について</li> </ul>
8 月		
R7. 8.19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R7. 8.19	委員会 (閉会中)	<p>■所管事項の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車や電動キックボード等の交通安全対策について」</li> </ul>
9 月		
R7. 9.13	管内調査	○京都府ージョグジャカルタ特別区 40 周年記念事業ロイヤルオーケストラコンサート (行催事等委員会調査)
R7. 9.22	正副委員長会	<p>■定例会中の委員会及び分科会運営</p> <p>■今後の委員会運営</p>
R7. 9.25	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	<p>■報告事項の聴取</p> <p>(知事直轄組織(知事室長))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府国土強靱化地域計画の改定(最終案)について</li> </ul> <p>(知事直轄組織(職員長))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西広域連合 第6期広域計画(中間案)」について</li> </ul> <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な府有資産のあり方検討について</li> <li>・府税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府手数料徴収条例等の一部改正について</li> <li>・公契約大綱等の見直しについて (監査委員事務局)</li> <li>・府民簡易監査制度の見直しについて (警察本部)</li> <li>・警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について</li> </ul> <p>■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）</p>
R7. 9. 26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	<p>■付託議案（討論・採決）</p> <p>■審査依頼議案（適否確認）</p> <p>■所管事項の質問</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>
<b>10 月</b>		
R7. 10. 31	正副委員長会	■委員会運営
R7. 10. 31	委員会 (9定3日目)	<p>■報告事項の聴取 (人事委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ul>
<b>11 月</b>		
R7. 11. 9	管内調査	○第36回京都府警察音楽隊定期演奏会 (行催事等委員会調査)
R7. 11. 12	管内調査	○令和7年京都府警察職員殉職者慰霊祭 (行催事等委員会調査)
R7. 11. 17	管内調査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○京都市会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎整備による行政機能の強化について</li> <li>・施設視察</li> </ul> <p>○八幡市議会、にほんご教室「世界はテマン」 〔於：八幡市役所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡市における多文化共生の取組について</li> </ul> <p>○京都府警察本部〔於：京都府交通管制センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府警察本部における交通管制業務について</li> <li>・施設視察</li> </ul>
R7. 11. 28	管内調査	○令和7年年末の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
<b>12 月</b>		
R7. 12. 10	正副委員長会	<p>■定例会中の委員会及び分科会運営</p> <p>■今後の委員会運営</p>

R7.12.11	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (知事直轄組織(知事室長)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうと留学生オリエンテーションセンターの廃止について</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(知事直轄組織(職員長)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧御所西京都平安ホテル等に関するサウンディング型市場調査の結果について</li> </ul> </li> <li>(総務部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正について</li> <li>・京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正について</li> </ul> </li> <li>(警察本部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺対策について</li> <li>・サイバー攻撃対策の推進について</li> </ul> </li> </ul> <p>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</p>
R7.12.12	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■所管事項の質問</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
<b>1 月</b>		
R8.1.16	正副委員長会	■本日の委員会運営
R8.1.16	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政における戦略的な広報活動について」</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">参考人：株式会社電通PRコンサルティング チーフ・コンサルタント 藤井 友也 氏</p>
R8.1.17	管内調査	○令和8年京都府警察年頭視閲式 (行催事等委員会調査)
R8.1.28	管内調査	○令和7年度近畿管区広域緊急援助隊合同訓練 (行催事等委員会調査)
<b>3 月</b>		
R8.3.6	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R8.3.6	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (知事直轄組織(職員長)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方職員共済組合からの「旧 御所西京都平安ホテル」 土地・建物の取得意向照会への対応について</li> </ul> </li> </ul> <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都地方税機構の規約の変更について</li> </ul>

		<p>(警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舞鶴警察署新庁舎の整備について</li> <li>・令和7年中の犯罪情勢について</li> <li>・京都府警察手数料徴収条例の一部改正について</li> <li>・令和7年中の交通事故発生状況について</li> <li>・令和7年中のサイバー犯罪情勢について</li> </ul> <p>■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）</p>
R8. 3. 9	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<p>■付託議案（討論・採決）</p> <p>■審査依頼議案（適否確認）</p> <p>■付託請願の審査</p> <p>■所管事項の質問</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>
<b>4 月</b>		
R8. 4. 6	管内調査	○令和8年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
R8. 4. 15	正副委員長会	■本日の委員会運営
R8. 4. 15	委員会 (閉会中)	<p>■所管事項の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策について」</li> </ul>
<b>5 月</b>		
R8. 5. 13	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R8. 5. 14	委員会 (5臨)	<p>■付託議案（説明聴取、質疑、討論・採決）</p> <p>■委員会活動のまとめ</p>

## 3 重要課題調査のための委員会

### (1) 自転車や電動キックボード等の交通安全対策について

(令和7年8月19日(火)開催)

#### ■開催概要

令和5年7月、新たなモビリティに関する交通ルール整備を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行された。また、自転車運転中の携帯電話使用に起因する交通事故の増加や、酒気帯び状態での自転車運転による事故が死亡・重傷事故となる割合が高いことを踏まえ、令和6年11月に新しい罰則規定が整備された。さらに、令和8年4月1日からは自転車等の交通違反に対する交通反則通告制度も導入される。こうした背景を受け、近年では自転車や電動キックボードなどの小型モビリティに関する交通安全対策への関心が高まっている。

京都府警察では、令和6年に自転車施策を集約し全体の方針を統括する「モビリティ対策室」を新設するとともに、自転車や電動キックボード等に対する交通指導・取締りや交通安全教室の実施を担う「自転車取締小隊(Be-Unit)」を編成し、交通ルールの周知・指導取締り等の対策を強化している。

今回の委員会では、自転車や電動キックボード等の交通安全対策について、理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

#### ■参考人

なし

#### ■出席理事者

##### 【公安委員会】

交通部次長(交通企画課長事務取扱)、交通規制官、モビリティ対策室長  
交通企画課企画担当補佐、  
交通指導課取締企画・取締指導・自動速度取締管理担当補佐、  
交通規制課交通安全施設担当補佐

#### ■主な質問事項

- ・若年層への法律改正の周知について
- ・矢羽根型の路面標示の設置基準について
- ・交通反則通告制度に係る外国人の不納付について など

## (2) 行政における戦略的な広報活動について

(令和8年1月16日(金)開催)

### ■開催概要

近年、行政における広報活動は、広報紙に加え、テレビやラジオ、SNSなどの活用が進み、広報媒体が多様化している。また、情報を効果的に発信していくためには、戦略的に計画された広報活動を行うことが必要となっている。

京都府では、基幹広報紙「きょうと府民だより」をはじめ、テレビやSNSなどの各媒体を連動させた広報活動に取り組むとともに、デジタルサイネージも効果的に活用しているところである。

今回の委員会では、行政における戦略的な広報活動について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

### ■参考人

株式会社電通PRコンサルティング

チーフ・コンサルタント 藤井 友也 氏

### ■出席理事者

【知事直轄組織・知事室長】

知事室長、知事室長付理事(広報課長事務取扱)

### ■主な質問事項

- ・ 広聴における効果的なアウトリーチ活動について
- ・ 広報による行動変容・意識変容について
- ・ 広報・広聴の充実に向けた仮説手法による施策の評価・検証について
- ・ 京都府における広報・広聴の取組状況と今後の展開について など

### (3) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策について

(令和8年4月15日(水)開催)

#### ■開催概要

オレオレ詐欺や還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺は、手口の巧妙化・多様化が進み、依然として深刻な社会問題となっている。加えて、SNSを通じて投資話や恋愛感情を利用し金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺事件」が近年急速に増加しており、幅広い年代で被害が拡大している。

京都府警察においては、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件を敢行する犯罪グループに打撃を与えて事件を撲滅するため、関連情報の収集、分析等によりその実態解明を進め、あらゆる法令を駆使して中核的人物を検挙し、犯罪による収益を剥奪するなど取締りを強化しているところである。

今回の委員会では、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策について、理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

#### ■参考人

なし

#### ■出席理事者

##### 【公安委員会】

刑事部参事官兼京都市警察部付、  
刑事部理事官兼警務部付兼生活安全部付特殊詐欺対策室長事務取扱、  
捜査第四課特殊詐欺対策室室長補佐、  
生活安全企画課犯罪抑止対策室室長補佐兼捜査第四課特殊詐欺対策室室長補佐、  
サイバー捜査課長、  
サイバー捜査課サイバー事件情報官兼サイバーサポートセンター所長

#### ■主な質問事項

- ・ 検挙数及び検挙者の属性について
- ・ 被害金の救済状況について
- ・ 予兆電話の件数について
- ・ 中核人物の検挙について
- ・ 秘匿性の高いアプリの利用実態と検挙に向けた解析について など

## 4 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「＊」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	2	職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	◎	
	4	京都府府税条例一部改正の件	○	
	8	警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例一部改正の件	◎	
	10	損害賠償の額を定める件	◎	
	11	財産取得の件	◎	
9月定例会	3	京都府監査委員条例等一部改正の件	◎	
	5	京都府府税条例一部改正の件	◎	
12月定例会	3	京都府手数料徴収条例一部改正の件	◎	
	6	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例一部改正の件	◎	
	13	京都府宇治警察署庁舎新築工事請負契約変更の件	◎	
	18	当せん金付証票発売の件	◎	
	29	京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等一部改正の件	○	
2月定例会	20	京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正の件	◎	
	21	京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正の件	◎	
	26	包括外部監査契約締結の件	◎	
5月臨時会	1	京都府府税条例等の一部改正の専決処分について承認を求める件		

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和7年度京都府一般会計補正予算(第1号)中、所管事項	適当
	13	令和7年度京都府一般会計補正予算(第2号)	適当
	15	選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件	適当
9月定例会	1	令和7年度京都府一般会計補正予算(第4号)中、所管事項	適当
12月定例会	1	令和7年度京都府一般会計補正予算(第5号)	適当
	19	令和7年度京都府一般会計補正予算(第6号)	適当
	20	令和7年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	21	令和7年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	22	令和7年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第2号)	適当
	23	令和7年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	適当
	24	令和7年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	適当
	25	令和7年度京都府病院事業会計補正予算(第1号)	適当
	26	令和7年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第1号)	適当
	27	令和7年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第1号)	適当
	28	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	適当
30	令和7年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当	
2月定例会	41	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件(令和7年12月23日付け)	適当
	42	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件(令和7年12月24日付け)中、所管事項	適当
	43	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件(令和8年1月23日付け)	適当
	44	令和7年度京都府一般会計補正予算(第12号)中、所管事項	適当
	49	令和7年度京都府収益事業特別会計補正予算(第2号)	適当
	51	令和7年度京都府公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	53	令和7年度京都府公債費特別会計補正予算(第1号)	適当

## 5 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
6月定例会	729 ～764	令和7年6月16日	京都府議会が沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求めることに関する請願 ほか35件	不採択
	766	〃	「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止を求める意見書」を政府に送付することに関する請願	不採択
	770	〃	核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書採択を求めることに関する請願	不採択
2月定例会	780	令和8年2月24日	京都市南区の国道1号、油小路通り東寺道交差点の南側にも、東西方向の横断歩道を設置することに関する請願	不採択

## 6 管内外調査

### ① 管外調査

(令和7年7月28日(月)～29日(火))

#### 1 静岡県警察本部〔於：静岡県警察交通管制センター〕(静岡県静岡市)

##### 【調査事項】

静岡県警察交通管制センター新庁舎の運用開始による取組について

##### 【調査目的】

京都府における交通管制センターの運用の参考とするため、静岡県警察交通管制センターの交通情報の収集・発信等の取組について調査する。

##### 【説明】

静岡県警察本部 交通規制課

##### 【調査内容】

静岡県警察交通管制センター旧庁舎は、庁舎の老朽化、耐震性の不足、非常用電源の稼働時間が短いなど、危機管理上の課題が多く存在していた。これらの課題に対応し、大規模地震の発生に備えるため、警察本部からの距離や液状化のリスクを考慮した場所へ移転し、令和6年10月1日から新庁舎での運用を開始した。

新庁舎では、管制室の中央表示板をモザイク式からLED式に更新し、機能を高度化したほか、システム端末などの情報機器の配置を工夫し、交通情報を迅速に収集・提供できる環境を整備した。また、浸水対策として電気設備を2階に集中配置したほか、72時間連続運転可能な非常用発電機や無停電装置も整備し、耐災害性の向上を図っている。

同センターでは主な業務として、①交通事故・災害等による通行止めや渋滞に関する交通情報の収集・提供、②信号機・車両感知器・交通情報板等の交通安全に係る機器の整備・維持管理を行っている。

交通情報の収集・提供に関しては、緊急車両や車両感知器などから得られる交通情報をもとに、センターで分析を行い、信号機の秒数調整を行うほか、カーナビやラジオなどを通じて道路交通情報を発信し、交通事故の防止や渋滞の緩和を図っている。

交通安全に関する機器の整備・維持管理では、信号機の更新や新設などが行われている。信号機を新設する際には、職員が設置によって通行に支障が生じないかを入念に確認しているとのことであった。

##### 【主な質問事項】

- ・PTPS（公共車両優先システム）やPICS（歩行者等支援情報通信システム）の活用状況について
- ・他県横断的な道路計画の策定状況について など



調査事項を聴取



静岡県警察交通管制センター内を視察

## 2 公益財団法人静岡県国際交流協会（静岡県静岡市）

### 【調査事項】

静岡県での多文化共生事業について

### 【調査目的】

京都府における多文化共生の取組の参考とするため、静岡県国際交流協会における多文化共生の取組について調査する。

### 【説明】

公益財団法人静岡県国際交流協会

### 【調査内容】

静岡県の在留外国人は、令和6年12月末時点において全国で8番目に多く、定住者や永住者など就労制限のない外国人の割合は全国で最も高い状況となっている。国籍別の構成割合では、ブラジルが最も多く26%を占めているが、近年ではフィリピンやベトナムの割合が増加しており、多国籍化が進んでいる。

公益財団法人静岡県国際交流協会では、多くの外国人住民が直面する問題である労働、医療、福祉、教育などに関する相談機能の充実や、日本語教育支援を通じて、多文化共生社会の発展に向けた事業を展開している。また、こうした視点に立って活動する県民、ボランティア、NPO法人、企業、自治体などとの連携機会の提案や協働による事業にも積極的に取り組んでいる。

同協会は、令和元年7月1日から静岡県の委託を受け、「外国人住民相談窓口高度化事業」として、外国人からの生活のあらゆる局面における言語や制度の不理解、不当な扱いに関する相談を受け付けているほか、外国人を雇用する企業からの相談にも対応している。さらに、医療従事者を対象に、医療通訳の必要性や有用性を伝えるセミナーを開催し、外国人診療の現状を共有するとともに、医療通訳の導入に向けた課題や必要な体制づくりについて議論する場を設けている。その他にも、県から委託を受け、県内のブラジル人学校の生徒に対し、卒業後のキャリア形成支援事業を実施している。ブラジル人学校の先輩や企業関係者による講話や職業体験を通じて、学習姿勢や生活態度に変化が見られた生徒もあり、ブラジル人学校の存在を知らなかった企業においても、多文化共生への理解や人材としての認識が深まったとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・外国人のコミュニティー作りについて
- ・日本人の外国人コミュニティーへの参加について
- ・医療分野における通訳者の課題と展望について など



調査事項を聴取

### 3 常滑市議会（愛知県常滑市）

#### 【調査事項】

新庁舎整備による行政機能の強化と住民サービスの向上について

#### 【調査目的】

京都府における庁舎機能の整備・活用の参考とするため、常滑市における新庁舎の整備や庁舎機能の活用状況について調査する。

#### 【説明】

常滑市総務課

#### 【調査内容】

常滑市役所旧庁舎は、建物及び設備の老朽化が著しく、地震により倒壊・崩壊の危険性が高い状態であった。また、庁舎の敷地は津波の浸水区域に該当し、液状化の危険性もある地域に位置していたことから、南海トラフ地震の発生時には災害対応業務の継続が困難となるおそれが指摘されていた。

新庁舎の建設に当たっては、平成29年7月から11月にかけて計5回の市民会議を開催し、その中で「職員の使いやすさを重視すること」「災害時に役割を果たせる庁舎であること」「庁舎建設が市の財政に過度な影響を与えないこと」「市民の誇りとなる建物を建設すること」の4点が重視された。これらの意見を踏まえ、標高30メートルの高台にある住宅地の中央部に病院と併設する敷地を選定し、免震機能を備えた新庁舎を令和3年3月に竣工、令和4年1月から供用を開始している。

庁舎は外廊下式を採用し、各部局の意思決定者が内側に集まることで、部局横断的な打ち合わせも実施しやすくなった。一方で、来庁者にとって窓口までの導線が長くなるという課題に対しては、正面入口付近に市民利用の多い窓口を集約することで、導線の短縮を図っている。また、子育て支援などの福祉部門と教育委員会を隣接して配置し、連携が取りやすい環境を整備し、近くに個室の相談室を設け、DVや生活保護など相談しづらい内容にも対応できる空間を確保している。

財源については、大部分は緊急減災・防災事業債により賄うとともに、太陽光発電設備の設置に関しては環境省の補助金を活用するなど、市の財政に過度な負担をかけないように配慮したとのことであった。

**【主な質問事項】**

- ・旧庁舎と新庁舎の施設維持費について
- ・新庁舎建替えに係る財源について
- ・庁舎が移設したことによる課題について
- ・市職員の新庁舎に対する意見について など



調査事項を聴取



新庁舎（常滑市議会内）を視察

#### 4 愛知県警察本部（愛知県名古屋市）

**【調査事項】**

愛知県警察における闇バイトの取締りと大学と連携した犯罪心理学の活用について

**【調査目的】**

京都府における闇バイトの取締りや犯罪被害の防止の参考とするため、愛知県警察の取組について調査する。

**【説明】**

愛知県警察本部 サイバー犯罪対策課  
学校法人河原学園人間環境大学

**【調査内容】**

愛知県警察は、犯罪被害の防止を目的とした研究及びその成果を活用した広報・啓発活動を推進するため、学校法人河原学園人間環境大学と令和5年7月21日に連携協定を締結した。連携協定における主な項目として「犯罪被害等の情報分析」「各施策等の推進に当たっての専門知識等の情報交換」「犯罪被害の防止に関する教育及び広報・啓発活動」「その他、双方が目的達成のために必要と認める事項」の4つが掲げられている。

「犯罪被害等の情報分析」に関しては、偽ショッピングサイトやフィッシング詐欺

で被害に遭った相談者のアンケート調査結果等から犯罪傾向を把握するため、同大学により分析が行われている。

「各施策等の推進に当たっての専門知識等の情報交換」では、アンケートの分析結果を基に、より効果的なポスターの制作を行うほか、県警職員が大学の捜査事例研究の授業に講師として参画するなどの取組が進められている。

「犯罪被害の防止に関する教育及び広報・啓発活動」としては、人間環境大学の大学生がサイバーボランティアとして参加し、警察署と合同で小学校での講演や、中学生向けにゲーム形式で学べる場の提供等の啓発活動を実施している。

また、県警ではリプライ警告自動化システムを活用したサイバーパトロールにより発見されたX上の違法・有害情報や、特殊詐欺・強盗の実行犯を募集する投稿などに対して、返信機能を用いて警告や注意喚起を表示し、他のユーザーの目に触れる形で実施している。従来は職員が手作業で投稿を検索し、警告文を作成・返信していたが、投稿の収集から警告までのプロセスを全国で初めて自動化したことにより、従来に比べて約9.2倍の警告を実施することが可能となったとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・闇バイトにおける自動リプライ機能の対象について
- ・大学との協定締結に至った経緯について
- ・デジタルネイティブ世代の闇バイト等への認識について
- ・自動リプライ機能の導入費用について など



調査事項を聴取

## 5 愛知県議会（愛知県名古屋市）

#### 【調査事項】

愛知県での本庁庁舎管理と利活用について

#### 【調査目的】

京都府における庁舎管理と利活用の参考とするため、愛知県における取組について調査する。

## 【説明】

愛知県財産管理課

## 【調査内容】

愛知県庁本庁舎は、昭和13年に建築された、地上6階、地下1階、塔屋1階から構成されている。平成26年には国の重要文化財に指定され、全国で唯一現役のメイン庁舎として使用されている庁舎である。

庁舎管理においては、建物の長寿命化を図るため、将来にわたり長く利用する施設を対象に、目標とする使用期間、維持すべき性能水準、対策内容等を長期的視点から明らかにし、その取組の推進を目的とした「愛知県庁舎等施設長寿命化計画」を策定している。令和4年からは、国の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用し、全体計画に先行して本庁舎の屋根瓦の改修工事を実施している。また、改修時に設置する素屋根の柱脚部には「すべり支承」を用いることで、地震対策にも取り組んでいる。

本庁舎の利活用に関しては、本庁舎の魅力や歴史への理解を深めることを目的として県庁見学を実施しており、財産管理課職員により説明を行っている。また、愛知県知事が掲げる「あいち重点政策ファイル360プラス1 ロードマップ」に基づき、平成23年から毎年、国の重要文化財である愛知県庁及び名古屋市役所の観光資源化を図る庁舎開放事業を名古屋市と共同で文化の日（11月3日）に実施している。知事室や貴賓室の公開、屋外ステージイベントやコンサートを開催するほか、愛知県の各種事業、観光資源、特産品等を紹介することで、県の魅力発信にも努めているとのことであった。

## 【主な質問事項】

- ・旧議場等の主な使用用途について
- ・長寿命化工事における地震対策について など



調査事項を聴取



愛知県庁内を視察

# 総務・警察常任委員会 管外調査日程

令和7年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
7 月 28 日 (月)	京都駅2階新幹線中央口 9:50 集合、10:08 出発			
	京都駅	10:08	11:37	【ひかり502号】
	静岡駅	11:45		【借上バス】
	( 昼 食 )	(11:50~12:45)		(静岡県静岡市内)
	静岡県警察本部 〔於：静岡県警察交通管制センター〕 (静岡県静岡市)	14:20	13:00	●静岡県警察交通管制センター新庁舎の運用開始による取組について ①概要説明 ②施設視察
公益財団法人静岡県国際交流協会 (静岡県静岡市)	15:40	14:40	●静岡県での多文化共生事業について	
	宿 舎		18:20	(愛知県常滑市内)
7 月 29 日 (火)	宿 舎	9:15		【借上バス】
	常滑市議会 (愛知県常滑市)	11:00	9:30	●新庁舎整備による行政機能の強化と住民サービスの向上について ①概要説明 ②施設視察
	( 昼 食 )	(12:00~12:50)		(愛知県名古屋市内)
	愛知県警察本部 (愛知県名古屋市)	14:00	13:00	●愛知県警察における闇バイトの取締りと大学と連携した犯罪心理学の活用について
	愛知県議会 (愛知県名古屋市)	15:30	14:10	●愛知県での本庁舎管理と利活用について ①概要説明 ②施設視察
	名 古 屋 駅	15:58	15:40	【のぞみ395号】
	京 都 駅		16:32	【解 散】

## ② 管内調査

(令和7年11月17日(月))

### 1 京都市会（京都市中京区）

#### 【調査事項】

市庁舎整備による行政機能の強化について

#### 【調査目的】

京都府における庁舎の整備・活用の参考とするため、京都市における庁舎整備による行政機能の強化について調査する。

#### 【説明者】

京都市庁舎管理課

#### 【調査内容】

京都市では、市庁舎の「耐震性能の不足」「老朽化に伴う設備機器等の維持管理の困難」「スペースの不足による執務室の民間ビル分散に伴う業務の非効率化と賃料負担」「バリアフリー対応の不十分さ」の4点が課題となっており、整備が必要となっていた。

これらの課題を解決するため、平成26年3月に「市庁舎整備基本計画」を策定・公表し、平成29年4月に市庁舎の整備を開始。西庁舎は平成31年3月末、分庁舎は令和元年5月末、本庁舎は令和3年8月末、北庁舎は令和7年2月末にそれぞれ完成した。

整備後の各庁舎の特徴として、西庁舎は、免震構造を採用し耐震化を図るとともに、エレベーター設置などによりバリアフリーに対応している。また、分庁舎は、災害に強い構造を有するほか、太陽光発電や井水の熱利用など環境に配慮した設備を導入し、災害対策本部機能を集約した「京都市危機管理センター」を設置している。本庁舎は、歴史的・景観的価値を保存、復元し、歴史都市・文化芸術都市のシンボルとしての役割を果たす庁舎であるとともに、スロープや地下連絡通路を整備することによりバリアフリーにも対応している。また、誰でも利用できるオープンスペースを設け、閉庁日には一部を開放するなど、市民に開かれた庁舎としての役割も担っている。北庁舎は、災害や環境に配慮した構造を採用し、本庁舎外壁を建物内部に取り込むことで、本庁舎の雰囲気を感じられる庁舎となっている。

庁舎整備に当たっては、庁舎が抱える課題の解決に加え、市民からのパブリックコメントに対しては整備の必要性や方針などを丁寧に説明し、ホームページ上でも市の方針を公開するなどの対応を行った結果、市民からの理解を得られたとのことであった。

### 【主な質問事項】

- ・当初の事業予算からの費用の増加額について
- ・執務室の分散化により分散している職員の集約状況について
- ・職員の職務環境の改善について
- ・災害時におけるオープンスペースの活用について など



調査事項を聴取



整備後の本庁舎を調査

## 2 八幡市議会、にほんご教室「世界はテマン」〔於：八幡市役所〕（八幡市）

### 【調査事項】

八幡市における多文化共生の取組について

### 【調査目的】

京都府における多文化共生事業の参考とするため、八幡市における多文化共生の取組について調査する。

### 【説明者】

八幡市政策企画部市民協働推進課  
にほんご教室「世界はテマン」

### 【調査内容】

八幡市の外国人住民は、令和7年9月末時点で3,092人であり、そのうち男山地域には1,678人が居住しており、平成26年12月末と比較すると、市全体では約3.7倍、男山地域では約7.6倍に増加した。国籍別ではベトナム国籍が最も多く、全体の約4割を占めている。

同市では、こうした状況を踏まえ、多文化共生の推進に取り組んでいる。主な取組として、地域にほんご教室のほか、京都府国際課及び京都府国際センターなどと連携し外国人の日本語学習を支援するボランティアの養成を令和3年度から実施している。また、令和6年度には、「八幡市地域日本語教育の推進等に関するネットワーク会

議」を設置し、意見交換に加え、情報共有や交流を通じて相互協力体制の強化を進めている。

にほんご教室「世界はテマン」は、在住外国人が生活に必要な日本語の学習や、日本語能力試験の受験を支援するとともに、日本の文化や習慣に触れる交流活動を行うことを目的に、平成8年に設立されたボランティア団体である。令和3年からは八幡市の支援を受け、ボランティア養成講座やスキルアップ講座も実施しており、技能実習生、企業社員及び外国人就労者の家族などの生徒に対して、ボランティアスタッフが1対1で学習支援を行っている。さらに、日本語教室に加え、日帰りバス旅行などの日本文化や自然に触れる交流活動にも力を入れている。

八幡市においては、今後もネットワーク会議を鍵に、様々な団体と連携して多文化共生社会を推進していくとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・日本人の外国人コミュニティーへの参加について
- ・外国人の子どもへの日本語教育について
- ・八幡市で外国人が増えている要因について
- ・各関係機関とのネットワークについて など



調査事項を聴取

### 3 京都府警察本部〔於：京都府警察交通管制センター〕（京都市上京区）

#### 【調査事項】

京都府警察本部における交通管制業務について

#### 【調査目的】

京都府警察本部の交通管制業務における京都府交通管制センターの運用状況について調査する。



総務・警察常任委員会 管内調査日程

令和7年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11 月 17 日 (月)	<b>議会棟 10:30 集合、10:35 出発</b>			
	議会棟	10:35		【借上バス】
	京都市会 (京都市中京区)	12:00	10:45	●市庁舎整備による行政機能の強化について ①概要説明 ②施設視察
	(昼食)	(12:10~13:00)		(京都市内)
	八幡市議会、にほんご教室 「世界はテマン」 〔於：八幡市役所〕 (八幡市)	14:45	13:45	●八幡市における多文化共生の取組について
	京都府警察本部 〔於：京都府交通管制センター〕 (京都市上京区)	16:30	15:30	●京都府警察本部における交通管制業務について ①概要説明 ②施設視察
	議会棟		16:35	【徒歩】  【解散】

テレビ取材

## 7 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和8年5月14日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

### ○大澤彰久委員

よろしく申し上げます。

初めに、中島委員長、能勢・近藤両副委員長をはじめ委員の皆様方、そして理事者の皆様、事務局の皆様には、初めての総務・警察常任委員会ということで多々不慣れな点がございましたが、大変お世話になりありがとうございました。

この1年間、本常任委員会に所属させていただき、所管事項の質疑や管内・管外調査、様々な行催事等に参加させていただき、これまでにない経験をさせていただきました。また、大変多くの出会いや気づき、学びを得ることができ、人間的にも大きく成長させていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

本常任委員会は、総務部、知事直轄組織、府公安委員会の所管及びそれに関する事項等、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に立ち進めてこられた「あたたかい京都づくり」の実現に向けての根幹、土台となる大変重要な責務を託されていることを改めて認識させられました。

特に、令和7年7月28日から29日での管外調査では、多くの学びや気づきを得ることができました。初日1か所目の静岡県交通管制センターは、建物の老朽化に伴い令和6年10月1日に新築され、東西に長い静岡県の交通網、東京と大阪を結ぶ大動脈を新たな交通管理システムにて、安全で快適な交通環境の実現を目指し、交通事故防止、渋滞の解消、日本の物流を止めることなく、安心・安全にかつ円滑になるよう取り組まれておられたのが印象的でした。

次に、公益財団法人静岡県国際交流協会を視察し、静岡県における多文化共生事業についてお話をお伺いいたしました。静岡県の特徴として、以前からブラジル国籍の労働者が多く、その方々が定住し、2世代目がうまく日本社会に順応できない課題等があり、それらを解決していく取組を推進されていきました。今後、日本社会が抱える問題が既に静岡県では発生しており、今後の静岡県での課題解決の取組が、同じような課題を抱える自治体の参考事例になるのではないかと思います。

2日目には、まず愛知県常滑市議会にお伺いいたしました。旧庁舎老朽化に伴い新庁舎を建設するに当たり、一般市民も参加し、新たな建設場所や執務環境などを検討するための市民会議が立ち上げられ、その市民会議で提案された多くの意見が



採用されたユニークな市役所でした。また、市議会の議場も市長をはじめとする理事者と議員が向き合う形ではなく、円形になるように席の配置がされており、質疑は対決ではなく一緒になって市政、市民のことを考える新たな議会の在り方を示されていたと感じました。

2か所目の愛知県警においては、サイバー犯罪対策、特に若者がはまりやすい闇バイトのサイトに関して、Xにおいてサイバーパトロールを行い、発見したサイトにはリプライ機能を活用し警告文及び画像を貼り付けて返信する等、犯罪抑止に取り組まれていました。また、多くの違法・有害情報を検索・収集し、リプライ警告等をするための自動化も推進されていました。

官学連携の取組として犯罪心理学校を創設され、4年目となる人間環境大学と共同対処協定を締結され、犯罪被害を防止するための研究と相互に連携協力をされており、若い世代と協力しながら犯罪抑止につながる参考となる取組であると感じました。

最後に、愛知県議会を視察し、京都府庁同様に愛知県庁本庁舎は国指定重要文化財に指定されており、様々な制約がある中、積極的に利活用され、見学者も順調に推移しているということで、講堂、旧議場や正庁はテレビドラマ「VIVANT」の撮影も行われたということでした。

今回の管外調査で多くの施設を視察調査し、いずれの箇所においても大変有意義な学びを与えていただきました。

また、令和7年11月17日の管内視察では、京都市会にて、歴史都市・文化芸術都市京都にふさわしい耐震性機能向上やバリアフリー化、環境に最大限配慮した市庁舎整備による行政機能強化について、八幡市議会において八幡市の総人口の4.5%を占める外国人住民に対し外国人防災リーダー養成や避難訓練、にほんご語教室「世界はテマン」と八幡市における多文化共生の取組について、そして、京都府警察本部京都府交通管制センターにて、その歴史と役割、業務内容やラジオ放送と交通管制業務について等、各視察先において丁寧に御説明いただき、また意見交換をさせていただきながら様々な知見を得ることができました。

私自身、本常任委員会の中で最も印象深い所管事項は、国際電話利用休止の普及促進に向けた緊急対策の実施でした。

特殊詐欺の犯行に国際電話が悪用されている現状を踏まえ、西脇知事と吉越警察本部長連名による緊急メッセージ「今、止める。サギ電話～国際電話利用休止作戦～」を発信され、令和7年5月20日から令和7年10月20日までの間、オール京都で国際電話利用休止の普及促進に向け緊急対策を実施されました。令和6年10月から令和7年5月19日までの約7か月間で利用停止申込件数は1万1,125件でしたが、作戦開始から5か月間で4万7,245件と、前回と比べ4倍以上の数字で、私も実際に地元夏祭りの暑い中や、地域の高齢者向けに行われている公園体操のときに山科警察署の方が来られて丁寧に高齢者の方に接しておられる姿を拝見し、府民に寄り添った、府民の一人一人に安心を届ける非常にすばらしい取組であったと感じました。

引き続き、府民の皆様へ安心・安全をもたらす取組を継続していただくことをお

願いたします。

最後に、本常任委員会で学んだこと、得られた知識や知見を今後の府政の推進に役立てていきたいと考えております。1年間お世話になり、ありがとうございました。

以上です。

## ○筆保祥一委員

それでは、よろしく申し上げます。まず初めに、中島武文委員長をはじめ能勢昌博副委員長、近藤永太郎副委員長には、委員会での審査や管内・管外調査、また閉会中の常任委員会の開催など、この1年間、各委員に対して献身的に御対応いただきましたこと、この場をお借りしまして深く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。また、理事者の皆様方におかれましても、当方の質問に対し真摯に向き合い的確な御答弁を頂戴しましたことに心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。



さて、この1年間を振り返ってみますと、本委員会は府民の皆様生活に直結する非常に重要な施策を所管する部局の委員会であり、1年間という期間では到底全てを網羅することができない大変難しい委員会であったと今になって改めて感じております。

まず、本府の財政を所管する総務部さんのほうであります。この1年間を通じて地域経済の動向を注視してまいりましたが、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策として実施された、いわゆるゼロゼロ融資の返済本格化に伴う中小企業への影響は、私の事務所への相談件数も非常に多く、極めて大きな課題となっております。全国的に見ましても、世界情勢の緊迫化からくる原材料価格やエネルギー価格の高騰、そして物価上昇、また人手不足、さらには人件費の負担・増加などが重なって、今、企業経営はさらに厳しさを増しております。

特に、コロナ禍において事業継続を支えた実質無利子・無担保融資については、据置期間終了後の返済負担が経営を圧迫して、資金繰り悪化による倒産廃業の増加が顕在化しており、こうした傾向は本府においても例外ではなく、観光関連産業、そして飲食業、小売業、製造業をはじめ、多くの中小・小規模事業者が厳しい経営環境に置かれている現状があります。

また、その現状に拍車をかけるように、特に京都市内を除く地方部は人口減少や担い手不足も重なり、事業継続そのものが地域経済や地域コミュニティーの維持に直結する深刻な課題ともなっております。私もその都度都度において、本府に対し府内企業の資金繰り状況や倒産動向を丁寧に把握して、国の支援体制とも協力しながら、実態に即したきめ細やかな支援を講じていただくよう求めてまいりました。もちろん本府におかれましても、西脇知事指導の下、厳しい財政状況の中にあっても府内企業に寄り添った遅延なき施策を行ってきていただいていることは重々承

知しておりますが、まだまだ先行きが不透明な企業も多く存在しており、今後も増加の一途をたどる傾向にあるのではないかと危惧しております。

企業支援策は、単に資金繰り支援を継続するのではなく、経営改善や事業の再構築、生産性向上、販路拡大、人材確保など、企業の稼ぐ力を高めるための伴走支援の重要性も一層高まっており、事業継承やM&A、地域金融機関との連携強化など、持続可能な地域経済構造への転換も求められている現状もあります。

社会情勢が急激に変化していく中、何が正解で何が間違いなのか非常に難しいかじ取りとなってまいります。これからも引き続き、前例に縛られることのない多面的な中小企業支援策を図っていただくことを強くお願いしておきます。

次に、警察本部についてであります。

ここ最近、目を背けたくなるような事件や事故、また巧妙化する一方である特殊詐欺、このような事案全てに対応していただいている府警職員の皆様には、ただただ感謝しかございません。ただ、そのような状況の中、以前から申し上げている職員数について今回ちょっと最後をお願いをしておきます。

現在、全国的にも生産年齢人口が減ってきていることに加えて、公務員離れも追い打ちをかけて、府警の職員数は本来あるべき定数より100人ほど少ない状況であると伺っております。また、この定数に対しての充足率を100%に近づけるために、採用活動や試験制度の見直しも行っておられるということではあります。令和6年度で見た場合、採用試験合格者が346人だったのにもかかわらず、その後の辞退者が161人、半数近い人数が合格後に辞退されている現状があります。受験される方が複数の都道府県警察を受験している現状があるにしても、合格者数の半数以上が辞退するという現状は、職員数が今現在不足している京都府警さんにとっては非常にもったいない限りだと思っております。

凶悪な犯罪や巧妙な手口で詐欺被害者が急増している中、府民の京都府警さんへの期待は非常に大きくなってきており、その期待や需要に応えるためには、やはり職員定数の確保は確実にしておくのが基本ではないかと考えております。

全国的に生産年齢人口が減少している中での採用は非常に難しいと思っておりますけれども、例えば他県で実施している社会人採用等も含め、聖域なく今後検討を行っていただきたいと思っております。もちろん、この件についてはこの京都府警だけで対応できるものではなくて、予算等の話ももちろんついてまいりますので、これはもうオール京都府で対応していただければいいと思っております。よろしく申し上げます。

以上、行政の政策や施策に私はもう終わりはないと思っております。全てが脈々と過去からつながって未来へ継続していく。そして、その中で変革を恐れず、時代に即し柔軟に対応できることが、この行政運営の醍醐味じゃないかと私は思っております。今後も果敢に挑戦していただけたらと思っております。

最後になりますが、これからも引き続き、府民の皆様が日々安心・安全な生活を享受できるよう、さらなる御尽力をいただきますようお願い申し上げ、私のまとめとさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

## ○林正樹委員

それでは、委員会のまとめをさせていただきます。中島委員長、能勢・近藤両副委員長をはじめ委員の皆様、理事者の皆様、そして事務局の皆さん、さらに警察の議会担当のお三方にもこの1年間大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

この1年間の委員会質疑においては、主に私が初当選以来テーマの一つとしております多文化共生について、知事直轄組織には京都府における多文化共生の推進に係る現状や課題、これまでの取組状況でありますとか今後の方向性などについて、やや総括的にお聞かせいただきました。



他方で、警察本部には外国の方を対象とした巡回連絡、交通取り締り等における多言語対応、そしてまた白タクの問題など、個別具体的な話についてお尋ねしていたところであります。この1月に国においては外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を決めて、法やルールに基づいていない人たちに対する対応を厳格化していこうという流れがある一方で、日本人・在留外国人共に安心・安全に生活できて、共に繁栄できる社会の実現を目指していくという策が盛り込まれたところでありますが、そのメニューはまだこれからだなというのが実際のところでありまして、地方においてもこれからだなというふうに思っているところではあります。

そうした中で本府においても共生社会推進室を新設されまして、こうした多文化共生を部局横断型で総合的に推進していく体制が構築され、いよいよこれからスタートだということがございます。国際課がなくなって、共生社会推進室は総合政策環境部のほうにいつてしまったんですけれども、今回のこの委員会ではそうした多文化共生に関する取組についても視察をさせていただいて、そうした取組の重要性を改めて認識したところであります。

また、もう一つは、先ほども話がありましたけれども、新たな施設、整備、システムを導入することで少子高齢・人口減少、限られた予算・人員の中でいかに行政を効率化していくのかという観点での取組も学ばせていただいたところであります。

3年前に私はA I を初めて導入した横須賀市に行かせていただいたんですが、それからの3年間で随分このA I も社会に浸透していきました。外国人の問題もそういう意味ではこの数年で大きく転換しておりますし、これからもまたさらに大きく動いていく状況があるかと思っております。時代の変化にしっかりと対応していける、そうした取組を進めていくことも重要であるという思いで、私もそれもまた一つのテーマとして取り組んでいるところがございますが、なかなか法や制度や体制が対応しにくい状況がある中で、現場での知恵と工夫を生かしながら、さらに取組を強化していただきまして、府民の生活を守り、そして支えていく、また府政を発展させていくための取組をぜひ進めていただきたいと思いますところがございます。

総務・警察の所管が非常に幅広くて、また次から次へと起こってくる諸課題への対応、そして京都の未来を見据えた様々な取組も含めまして、本当に多岐にわたるテーマ、事業を所管していることを改めて認識したところであります。私もこの1年間学ばせていただいたことを今後の活動に活かしてまいりたいと思っております。

最後に、府の職員、そして警察の皆様には日夜、府政の発展と府民の生活、そして安心・安全を守るために懸命に御尽力いただいていることに心から感謝申し上げます。1年間のまとめとさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

## ○北川剛司委員

中島委員長、そして能勢・近藤両副委員長をはじめ委員の皆さん、そして理事者、事務局様においては1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。

この常任委員会は総務部、知事直轄組織、そして府公安委員会が所管部局であり、多岐にわたる議論の中で府政の課題解決や、さらなる前進に貢献できたものと思っております。

視察では、多文化共生に伴い公益財団法人静岡県国際交流協会様を視察させていただきました。多くの外国人住民が直面する問題である労働、医療・福祉、教育などに関する相談機能の充実や、日本語教育支援を通して多文化共生社会の発展に向けた事業を展開されました。また、こうした視点に立って活動する県民ボランティア、NPO法人、企業、自治体などの連携機関や、提案や協議による事業にも積極的に取り組まれております。このような活動をされる方がいなければ、なかなかこの取組も進んでいかないのではないかと思います。

重要な取組の中で、行政側としてどのように協力していただけるかということもありますが、そのことに伴って情報発信などを含め、他県での事業展開を参考にさせていただき、今後の事業に活かしていただきたいと思っております。

京都府警に関しましては、交通事故防止対策、特にキックボードに関して報告を受け、また意見をさせていただきました。私もキックボードが道路上で乗れるようになったときに、キックボードを購入し自ら乗車して、危険性等も含めて一般質問等で質問をさせていただきました。キックボードも含めて今、非常に事故等が多いと思いますので、これからも交通対策をしっかりとさせていただきたいと思っております。

視察においては、愛知での視察をさせていただきました。そこで言われていたのが、サイバー犯罪に関する京都府の先進的な取組は全国でもトップレベルであるということでした。京都府警の活動に対してその部分には本当に感謝しています。しかしながら、あの手この手で手口がころころ変わる特殊詐欺のようなサイバー犯罪にいちごっこの部分もあるかと思っております。そのため日々の調査や現状の把握・分析というものが非常に重要となってくると思っております。引き続き、取組をよろしく



お願いいたします。

あと、これは総務、広報に関してなんですけれども、本年1月における参考人招致において、行政における戦略的な広報活動についてということをお聞きしました。広報というのは、本当に戦略を持って広報しなければ、ただ単に行政の自己満足の報告になるかと思えます。そこで、今回この参考人招致で得られたことを含めて、今後の府政の推進に十分に留意していただいて、広報等をしていただきたいと思います。

総務・警察常任委員会でも、今後の京都府の取組として課題は多くあると思いますが、また皆さんが協力し合って一つ一つ解決できるよう取組を進めていただきたいと思いますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

1年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

以上です。

### ○田中美貴子委員

よろしくお願いいたします。中島委員長及び能勢副委員長並びに近藤副委員長におかれましては、委員会運営に御尽力いただきありがとうございました。理事者の皆様に、そして事務局の皆様におかれましても大変お世話になりました。また、委員の皆様におかれましても活発に意見交換をさせていただく中で学びを深められたのではないかなと感謝をいたしております。



この常任委員会でお世話になるのは、昨年度に引き続いてでありますけれども、この年度で改めて私がちょっと気になるというのが、やっぱり自転車や電動キックボード等の交通安全対策なのかなと、そのように思っております。

この4月から自転車等の交通違反に対する交通反則通告制度が始まりまして、これはいかに徹底するかが重要でないかなと思っておりますが、まだまだ周知に課題があるかと思っておりますし、環境、つまり道路整備のほうも不十分ではないのかなと思っております。講習や研修、そして子どもたちへの教育と、さらにしっかりとお取組をいただきたいと思います、そのように思っております。

また、特殊詐欺、そしてSNS型投資・ロマンス詐欺対策についてでございますけれども、いとも簡単に引っかかってしまう現状と、スマホ一つで大きな被害になってしまうことにも問題意識を持ちました。

昨年度もギャンブル依存症等の対策について様々意見を言わせていただきましたし、質問もさせていただきましたが、当事者の方や家族の人たちの話を何度も聞く中で、公営ギャンブルとは違う側面でオンラインカジノの犯罪や今後のIR問題にも関わってきますので、ますます気になっているところであります。

犯罪抑止につきましては周知徹底を図っていただきたいと思いますし、また、現在総務省でブロッキングについて議論をされているところと思っておりますので、今後につきましても注視をしていきたいと思っております。

管外調査につきましては、静岡県の多文化共生事業について調査をさせていただいたのですが、静岡県の在留外国人が直面している多くの課題を様々な観点から京都府に照らし合わせて考える機会となりました。静岡県の人口は約347万人で、そのうち在留外国人は12万人と、非常に多いという状況の中で、労働、医療、福祉、教育等、相談機能の充実と、私は一くくりにするわけにもいかないと思うものの、静岡県では外国人住民相談窓口高度化事業ということで、あらゆる局面における言語や制度の不理解、そして不当な扱いに関する相談を受け付け、外国人を雇用する企業からも相談を受けているというふうなことでございました。

私が特に注目をしたのは、医療通訳の重要性です。私の知っている産婦人科の医師が相談に乗った外国人の方の中絶手術の在り方で、中絶に至るまでのやりとり、そして、その後の対応とその医師にはネットワークがあったから良かったものの、それではなければ八方塞がりになりかねない事案も実は京都でも発生しているということを考えますと、医療通訳についても今後は非常に重要になっていくのではないかなと思っております。

いずれにしても時宜に合った参考人の招致であったり、管内外調査であったりと、委員長、副委員長におかれましては、私たちの意見を十分に取り入れていただいたことを改めて感謝を申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましては、これからも府民の皆様の安心・安全のために御尽力をいただきますことをお願いいたしまして、私のまとめとさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

## ○森吉治委員

まず、中島委員長、能勢副委員長、近藤副委員長には、様々委員会運営に御尽力をいただき、また委員の皆様、理事者、参考人の皆様、事務局の皆様には様々な場面において運営にお世話になりました。改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

この委員会では、多岐にわたる課題で議論をさせていただいて、私自身も大変勉強になりました。

まず、財政運営に関わって、京都府の財政の自由度がなくなっているということが本会議、委員会、決算・予算特別委員会などでも議論になったかと思えます。こうした中で、例えば京都アリーナについて、府がこれほど財政負担をする施設が必要なのかということについても率直に指摘もさせていただきました。また今後、そのことは北陸新幹線の延伸の問題なども京都府の財政と無関係ではないというふうに考えています。

一方で、イラン戦争があった下で、その影響が暮らしや地域経済に広がっています。改めて京都府の理事者として、国に対して補正予算を求めていただくということはもちろんなんですけれども、府としても基金の活用など現場の実情にかみ合っ



て臨機応変に補正予算を組んで対応いただきたいというふうに改めて考えております。財政運営に関わって、まず意見を述べさせていただきます。

それから2点目は、米軍と自衛隊との合同訓練に関わって、この委員会でも何回か質疑をさせていただきました。昨年7月に米軍の経ヶ岬通信基地で米軍と自衛隊の現場の部隊が政府機関である防衛省に報告をせずに訓練が行われていたということが明らかになりました。シビリアンコントロールをじゅうりんする問題だということで、私もこの委員会で指摘をしてきました。

また、9月には日米合同訓練中の米兵が基地外の公道で小銃を携帯する問題も発生をいたしました。この問題もこの委員会で日米地位協定を逸脱しているのではないかとということも指摘をして、質疑もさせていただきました。理事者の方からの説明もありまして、十分納得がいくものではありませんでしたけれども、引き続き基地や日米合同訓練などをめぐる動きについて、府民の安心・安全を守るという立場で監視もし、地方自治の立場から必要な意見も表明いただきたいと思っております。改めて国への働きかけや府としての問題解決をぜひ図っていただきたいというふうに思います。

それから3点目には、府政運営に関わって、この間、私どもの会派でイラン情勢などもあって、その影響について経済団体やお商売をされている様々な商店なども幅広く訪問させていただいて、声も聞かせていただきました。

訪問をする中でやはり言われているのは、やっぱり現場の実情を府の職員さんにもぜひ知っていただきたいという声があったことは共通をしていたというふうに思っています。改めて職員の育成という意味でも、府政運営という意味でも、その点も、ぜひ理事者には御配慮いただきたいというふうに思います。

また、市町村や地域の声を府政に反映する仕組み、ツール、この委員会でも広報広聴をテーマに参考人も交えて議論させていただきましたけれども、日進月歩で進化するそういうツールなども含めてですけれども、やはり市町村や地域の声をじかに聞いていくという基本のところも踏まえて、ぜひ御留意をいただきたいというふうに思っております。

それから、職員の人事行政に関わって、特に会計年度任用職員について、3年更新の公募廃止が行政の安定性や職員の意欲・能力を生かすという意味でも、府政の運営に資することにつながるということから、この問題も指摘して質問をさせていただきました。正規の職員化、それから3年公募の廃止なども質問いたしました。現行制度の下でも鳥取県では短時間職員の正規職員化も行われておりますし、他府県のところでもこの鳥取県の事例などを研究しているということなども聞いています。ぜひ、次期の引き続く課題として理事者には取組をお願いしたいと思います。

それから、多文化共生の課題ですけれども、私もこの委員会で総合的な行政が必要ではないかとということで意見を言わせていただいて、今年度の組織改正の中で体制の整備が行われました。総合政策環境部に所管が移りますけれども、全国知事会の提言も踏まえて、共生して支えていける地域づくりをぜひ総合的に施策を推進していただきたいというふうに思います。

同時に今、政府が外国人籍の方の生活基盤を脅かす政策も一方では進められてい

ます。相談も寄せられるわけですが、経営管理ビザ、在留資格の厳格化で、資格取得のための資本金要件が500万円から3,000万円に引き上げられるなどで、在留資格の申請件数が96%減っているということや、その中で帰国を迫られる事態も起こっています。厳格化によって外国人の方を締め出すというふうなことがないように、ぜひ、こうした問題意識を持っていただいて、厳罰化ではなく共生社会の実現に向けて、地方の現場から働きかけ、また御努力をぜひお願いしたいと思います。

最後に警察行政に関わっては、私はこの委員会でも防犯カメラの運用について質疑をいたしました。取得した情報に関わってプライバシー保護の仕組み、情報が公共財だという視点で防犯、それから犯罪捜査でも必要な公開がされるように求めておきます。適正な運用をぜひ図っていただきたいと思います。

また、信号機、横断歩道など、生活者視点で昨今の道路事情も踏まえると、改善を図っていただくことが必要ではないかというふうに幾つかの点で委員会でも求めてきた経過もあります。予算措置が必要なところもありますので、財政の理事者の御努力も含めて、必要な予算確保も含めてぜひ御尽力いただきたいというふうに思っています。

以上、多岐にわたる課題、大変多くの質問もさせていただいたなということを振り返って思います。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

## ○石田宗久委員

中島委員長、そして能勢・近藤両副委員長をはじめ委員の皆さん、そして理事者の皆さん、大変お世話になりました。また、事務局の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。

先ほどから聞いておりますと、やっぱり多文化共生の事業についての発言が多かったように思いますが、私もそれにつきまして少しまとめのほうをさせていただきたいと思います。

公益財団法人静岡県国際交流協会のお話ですが、いろいろ取り組まれている中で、やっぱり外国の方が困られたりとか悩んでおられたりするところとうまく相談体制をつくって対応していただき、それもまたきめ細かく対応していただいているということで非常に参考になりました。特に、日本語の習得に力を入れているということで、これは、外国人の方が困ったときに、日本語がしっかりできるということが大事だという点もありますけれども、やっぱり日本語がしゃべれないと結局どうなるかという、しゃべれない方同士が集まってしまって、そこで自分たちの国の文化みたいな習慣とかを共有できるようなコミュニティーをつくってしまうということが、これは非常に良くないことなんだという話も少しあったように感じています。これが近隣住民の方からすると、そういう不安とか不満とかが出てくると。そして、ごみ出しの時間とかルールを守らないとか、あるいは夜中にたくさん集まって大騒ぎするとかね。「いや、自分たちの国ではそれが当



たり前なんだ」というような感覚でやっているという話も少し聞いたりしていたんですが、そうすると、近隣住民の皆さんとの関係性というのが、もう慢性的にトラブルが続くということになれば、そもそも共生社会ということ自体が成り立たないのではないかなというふうにも、この話を聞いていて改めて感じました。

ですから、外国人の皆さんの困っている、あるいは悩んでいるという点、これは非常に重要ですので、こういう視点も大事ですけども、近隣住民の皆さんからの視点ということもしっかりと加味しながら、京都府でも政策を考える上では、そういうことを二つの視点でやっていただければなというふうに思っております。

そして、先ほどもありましたけれども、4月1日施行の自転車の違反に青切符を導入するというので、これは「府民だより」の2月号にも少し紹介されていまして、今さっき見ていると対象は16歳以上で113種類の反則行為がありますよと。例えば、こんな行為は反則ですとって信号無視反則金6,000円、右側通行も反則金6,000円、一時不停止は反則金5,000円ということで3つだけ紹介されております。

ただ、これについてはいろいろ地域の方とか地元の方からも非常に質問が多く、関心の高いところでございまして、「こんな場合どうなんや」とかよく聞かれるんですけども、私も全部知っているわけではないので。特に危険な酒酔い運転でありますとか、スマホの操作をしながらの自転車運転とかというのはやっぱり危険なので、そういうことも本当は載せてほしかったなと思っています。この113種類がどこまで列挙できるか分からないけれども、もう少し「これを見たらよう分かるで」というようなものが、こうした「府民だより」とか、そういう中でできないのかなと思ったりもしました。

今載っているものは漫画みたいに書いてあるので分かりやすいんですよ。こういうものにもう少したくさん紙面を取っていただいて、その特集ぐらいの記事を載せていただくと、皆さんも理解が進むのではないかなと。例えば、「歩道を走ったらあかんのか」とか「車道を走るのも危ないし」とか「走れる歩道と走れない歩道はどう違うんや」とか、いろいろ細かいことも聞かれますので、そういうことがもう少し皆さんに分かるような工夫というのをぜひお願いしたいと思いますし、財政の方もいらっしゃいますので、そういった予算もしっかりと確保していただければなというふうにも思っております。

そして、もう一つは、先日、日本郵便を名乗った詐欺の電話に私は出てしまいました。女性の声の音声案内で「こちらは日本郵便です」とまず来るんですね。それで聞いていると、「あなたの出された荷物に不審な点がございましたのでつなぎます」とか言うて勝手につながれるんですよ。「はい、どうされましたか」と言われて「いや、こんなふうに言われたんです」「少し待ってくださいね、ちょっと荷物を確認しますので、念のため住所と名前を教えてください」と言われたんです。言わなあかんのかなと思って言ってしまったら、荷物を持って来はるんですね。「ああ、ございました」とか言って。「本が2冊と、拳銃が1丁入っております、沖縄県で発見をされまして、東京から出されましたよね」とか言われまして、「いや、そんな行っていないし出していません」と言うんですけども、「いや、これちょっと東京の警視庁のほうにもちょっとつないで相談してください」と言われて、「いやいや、

私は京都府警に相談しますんで結構です」と言うて、そこで切ったんですけども。考えてみると、私の住所と名前を取られてしまっているんですね。「ああ、しもた」と思ったんですけども、何か巧みにやられてしまって、ついつい言ってしまうという、そういう電話もありますので、皆さんにもぜひ気をつけていただきたいなと思ひまして、この場でちょっと紹介をさせていただきました。

以上でまとめとさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

### ○荒巻隆三委員

お世話になりました。委員長並びに両副委員長、そして委員の皆様には1年間御指導いただきましてありがとうございます。あと、事務局の皆さんにも大変フォローしていただいたおかげで運営が成り立ったと思っておりますので、厚く御礼を申し上げたいと思ひます。理事者の皆様におかれましては、1年間真摯に向き合っていたいただき様々に質疑に応答をしていただき答弁を賜り、深みのある議論ができたと思っております。そのことに重ねて御礼を申し上げたいと思ひます。



議長でもございますので、あまり個別のお話、御意見を申し上げるのは好ましくないと存じておりますので、各先生方、各委員から出た御意見を理事者の皆様にはしっかり受け止めて反映していただければというふうに思っております。

総じて申し上げますと総務部の理事者の皆様に対しては、本当に京都府政の発展のために財政の安定化や健全化、そしてまた職員や人材、その体制の構築、強化、そしてまた様々に国際的な交流や事業を通じて、そういうものも含む広報の啓発の強化、本当にそれぞれ、また大変厳しい時代の中でいろいろな制約もあり、これまでと違う中で工夫して進めていただいております。その御努力に心からの敬意を表したいと思っております。

とりわけ府政を動かしていく上での財源の涵養というものは、それはもう全国一律どこも同じ課題でございます。しかしながら、京都府においては他県に勝る知恵というか、もうこの50年、半世紀以上にわたって、ない中でどうするかという、言うなれば入るを量りて出ざるを制する、その上でいかに府民サービスの最大化を図るかという、その工夫と知恵というものはもう全国屈指なものなので、そういったノウハウを生かしながら、テクニカルな面もございますけれども、京都らしい運営を進めて、さらなる発展に寄与していただきたいと思っております。

そして、警察本部の皆様におかれましては、もちろん特殊事案に対しても先進的に取組を進めていただいておりますし、ここ数か月の世間が注視しておる事件に対しても本当に粉骨砕身いろんなことを、皆さん御自身のこともあるでしょうに、そういうことを顧みず犠牲にして、その全容解明と捜査に注力していただいておりますことは、もう心から畏敬の念を持って敬意と感謝を申し上げたいと思っております。警察官の皆様全てにお礼を申し上げたいと思っております。

私もこの1年間ご一緒にさせていただく上で、やはり京都ならではのということも多々ございました。もちろん常日頃からの京都らしい四季折々のお祭りの運営に対して安心・安全を見守っていただいていること、そして、また京都においては御所がございました。行幸啓等も無事に御齋行なさっていただいたということ、本当に古都ならではの信頼があって安心と安全が守られているということは、我々にとって筆舌に尽くし難いぐらいの京都の治安を守る警察本部があるんだなということを実感しました。そういった意味でも多くの期待を込めて皆様応援しておられますので、また今後も引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

以上で総務・警察常任委員の一人としての荒巻隆三、結びの言葉に代えさせていただきます。

お世話になりましたありがとうございます。

### ○能勢昌博副委員長

中島委員長におかれましては、本当に1年間ご苦労さまでした。ありがとうございました。委員の皆様にも本当に委員会の運営に御協力を賜り、スムーズに運営をしていただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。そして、何より理事者の皆さんには、感想としてやっぱりそれぞれよく府民の皆さんの声を聞かれて勉強されているなど。その勉強してきたことを今の課題に合わせて質疑をしながら議論をされている1年間を見てきまして、心底、答弁がなかなかすごいなど、素直に思いました。府民のために頑張っていたいただいていることを、私からも心から感謝申し上げたいと思います。



諸々言おうと思っていたんですけども、委員の皆さんが詳細に全部おっしゃったので、もう何か今さら言うのもと思いました。伺った中で委員の皆さんから多文化共生の話が出ていましたけれども、今世界中いろんな国で紛争や戦争が起こっておりますが、やはり大切なことは、人それぞれやっぱり価値観も違うし文化も違うし、いろんな考え方があるということです。この委員会の中でも、それぞれ委員の皆さんの考え方がいろいろあると思うんですけども、そういう人の違いをそれぞれ受け止めるというか、違って当たり前だということをしっかり念頭に置くという、結局、そういう人としての在り方によって、争いだとかを少しでも回避できるのではないかなど。多文化共生というのは、まさにそういうことを含んだ一番大切な課題ではないかと思っております。

そして、警察の方も様々な事故や事件、犯罪も含めていろんなことが次々と起こる中で、命をかけて職務を全うされていますことに本当に心から敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。これからもまた、いろんなことがあると思いますけれども、そのときに応じた対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、委員の皆さんも、やはり先ほどから視察の件をすごくおっしゃっていました。僕ら委員はまさに現場に行き、現場の声を聞いて、すごく勉強になるんで

すけれども、なかなかそれを理事者の皆さんにお伝えするというのが難しいと感じます。そこでぜひとも理事者の皆様の中で、特に年数の若い方たちがそういう研修制度ではないですけれども、視察へ行かれて、管外の実際の話を目で見て、耳で聞いていただくということは政策立案をする上で非常に大切ではないかなと思いますので、その辺りの充実をお願いしたいと思います。

また、参考人のお話も非常に勉強になります。分からないことを「ああ、そうなのか」と、驚くことが本当にたくさんあります。これもぜひ理事者の年数の若い方たちも、どこか端っこでもいいので一緒に来てもらって、参考人の話を聞いていただくというのが、僕は非常にいいんじゃないかなと思いますので、またご参考にしていただければと思います。

1年間、事務局の皆さんにも本当にお世話になりありがとうございました。

### ○中島武文委員長

それでは閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月に総務・警察常任委員長に御選任いただいて以来、本日まで能勢・近藤両副委員長をはじめ委員の皆様方には委員会運営に格段の御協力をいただき、委員会審査はもとより、管内外調査や閉会中の常任委員会等、活発な委員会活動が展開できましたことに心からお礼を申し上げます。



また、理事者の皆様方にも、この間、各般行政におきまして大変な御尽力をいただき誠にありがとうございました。おかげをもちまして大過なく委員長の責務を果たせましたことを、この場をお借りいたしまして委員並びに理事者、そして議会事務局の皆様にも厚くお礼を申し上げます。

さて、総務・警察常任委員会においては、総務部、知事直轄組織及び公安委員会等を所管とし、年間を通じて活発に議論、調査を行ってまいりました。

この1年間を振り返ってみますと、閉会中常任委員会での調査におきましては、自転車や電動キックボード等の交通安全対策をテーマに新設をされたモビリティ対策室や自転車取締小隊（Be-U n i t）による取締りや交通ルールの周知、指導の在り方について意見交換を行ったほか、近年被害が急速に拡大している特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策について、手口の巧妙化に対応した取締りの強化等について議論を深めました。

さらに、行政における戦略的な広報活動をテーマに参考人を招致し、多様化するメディアを活用した行政における効果的な情報発信の方法について調査を実施いたしました。

管外調査におきましては、静岡県警察における交通管制センター新庁舎での交通情報の収集・発信等の取組や、愛知県警察における全国初のシステムを導入した闇バイトの取締りなど、警察行政の最新の取組を調査したほか、静岡県国際交流協会

における多文化共生事業について知見を深めました。また、常滑市や愛知県において、新庁舎の整備や歴史的建造物である本庁舎の長寿命化、利活用など、行政機能の強化に向けた先進事例を調査してまいりました。

管内調査におきましては、京都市において庁舎整備における行政機能の強化について、八幡市ではボランティアが主体となって担う多文化共生の取組について調査を行いました。また、京都府警察本部においては、府警察における交通管制業務の実情を把握するなど、具体的な課題や取組について調査を行ってまいりました。

戦略的な広報活動や複雑化する犯罪への対策など、本委員会が所管する分野におきましては、引き続き取り組むべき課題が山積をしております。理事者の皆様におかれましては、本委員会において委員各位から指摘・要望のありました事項については、積極的に御検討いただき、今後とも府民の方々の要望や期待に的確に応えるべく、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員並びに理事者の皆様方の御健勝と、さらなる御活躍を祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

